

はじめに

本調査計画書（概要版）は、上尾伊奈資源循環組合が計画する新たなごみ処理施設を整備するにあたり（（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業（以下、「本事業」といいます。）」、「埼玉県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法などを検討し、とりまとめた環境影響評価調査計画書の概要を示したものです。

第1章 都市計画決定権者・事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地

1. 都市計画決定権者の名称・代表者の氏名

伊奈町 町長 大島 清

2. 都市計画決定権者の事務所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

3. 事業者の名称・代表者の氏名

上尾伊奈資源循環組合 管理者 畠山 稔

4. 事業者の事務所の所在地

埼玉県上尾市大字平塚 951 番地 2

第2章 対象事業の目的及び概要

1. 対象事業の目的

現在、上尾市では上尾市西貝塚環境センターの焼却処理施設と粗大ごみ処理施設でごみの中間処理、ペットボトル結束施設で資源化を行っており、さらに、上野ストックヤード（空カンプレス施設）においても空き缶の資源化を行っています。

また、伊奈町では伊奈町クリーンセンターの焼却処理施設と粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設で中間処理、容器包装プラスチック減容施設及びペットボトル減容施設で資源化を行っています。

これら市町のごみ処理施設については、稼働を開始してから 20 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから後継施設の検討が必要となっています。また、後継施設の整備にあたっては、ごみ処理施設を集約化することにより、ごみ処理の効率化や省エネルギー化、熱利用率の向上等が見込めるため、地域における持続可能なごみ処理体制を構築することが可能となります。

本事業は、最新のごみ処理技術を導入し、安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設を実現するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進し、また、災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備することを目的とするものです。

2. 対象事業の概要

1) 対象事業の種類

廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の設置

（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第 1 第 6 号）

2) 対象事業の実施区域

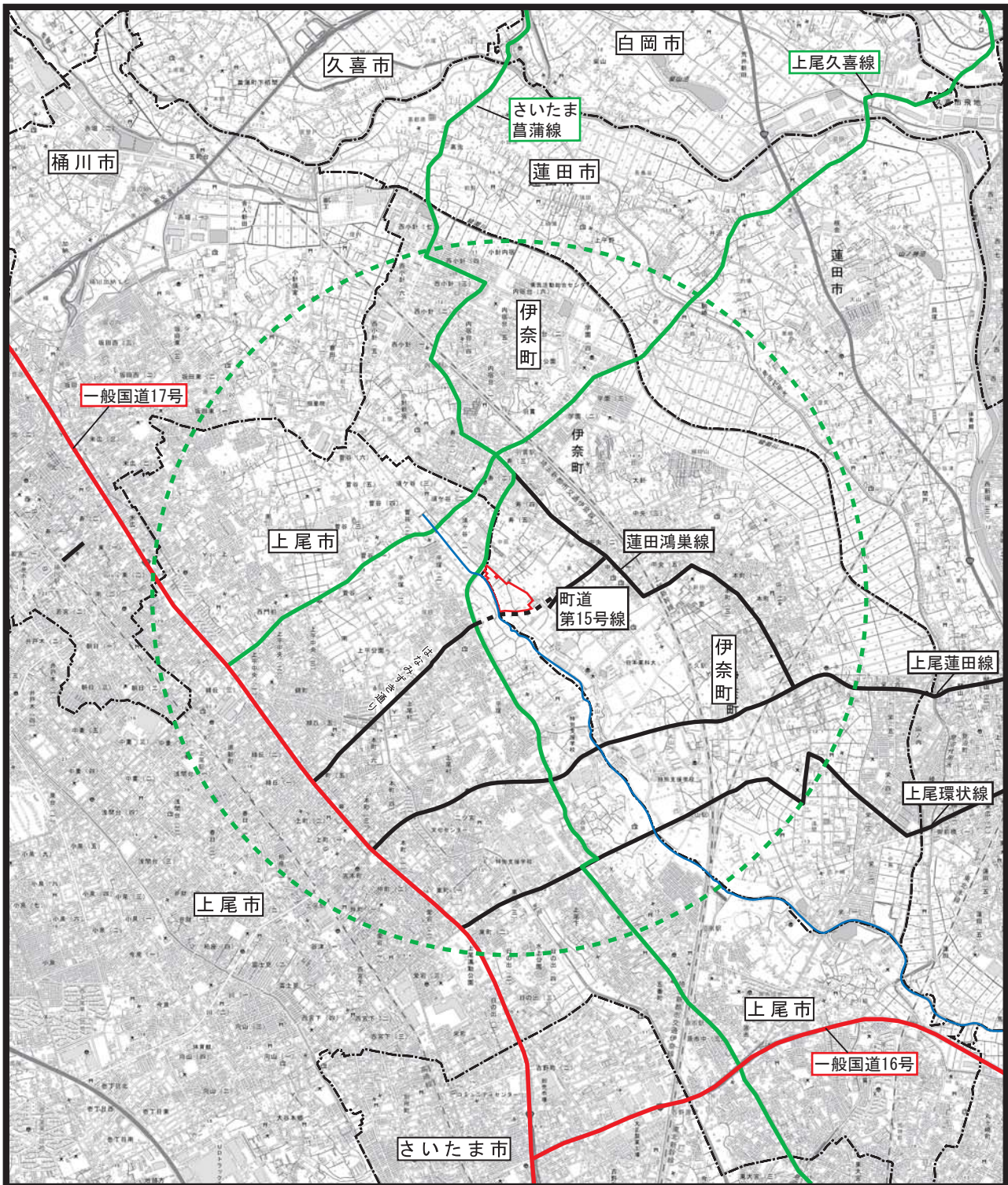
位置：埼玉県北足立郡伊奈町大字小室地内（図 2-1 参照。以下、「対象事業実施区域」といいます。）

面積：約 70,000 m²

3) 対象事業の処理能力

- ・可燃物処理施設：214t/日（107t/日×2 炉または 71.3t/日×3 炉）
- ・不燃・粗大ごみ処理施設：29t/日
- ・資源物処理施設：58t/日

※現時点で想定する施設規模であり、今後変更となる可能性があります。



凡例



: 対象事業実施区域



: 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)



: 国道



: 主要地方道



: 一般都道府県・指定市の一般市道
(破線部分は計画道路を示す。)



: 原市沼川



S = 1:50,000



図2-1(1/2) 対象事業実施区域

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



凡例



: 対象事業実施区域

— : 主要地方道

— : 一般都道府県・指定市の一般市道
(破線部分は計画道路を示す。)

— : 原市沼川



S = 1:10,000



空中写真 : Google Earth

撮影 : 2022年3月14日

図2-1(2/2) 対象事業実施区域

4) 対象事業の実施期間

本事業に係る計画施設供用開始までの全工程は表 2-1 に示すとおりです。

環境影響評価の手続きは令和 8 年度まで実施予定です。並行して施設整備基本計画を令和 6 年度～令和 7 年度の 2 年かけて策定し、令和 8 年度から事業者選定、令和 9 年度から設計・工事を実施し、令和 15 年度の供用開始を予定しています。なお、計画施設への搬入車両等のメインの出入口となる都市計画道路上尾伊奈線については、都市計画道路事業として整備を行い、ごみ処理施設の供用開始までの開通を予定しています。

表 2-1 対象事業の全体工程

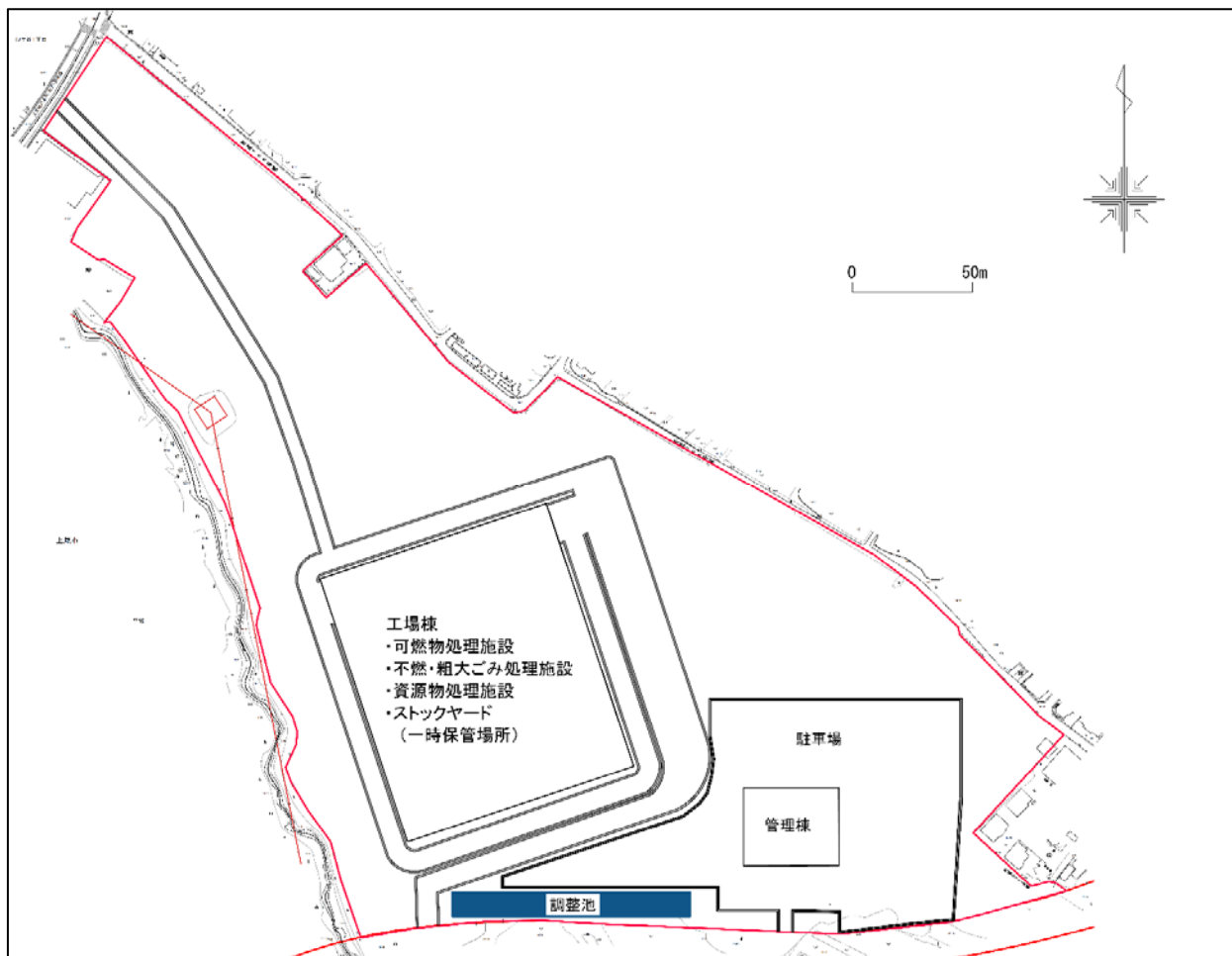
区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
施設整備基本構想	■										
施設整備基本計画		■	■								
環境影響評価		■	■	■							
都市計画決定				■	■						
事業者選定				■	■	■					
設計・工事					■	■	■	■	■	■	■

注：現時点で想定するスケジュールであり、今後変更となる可能性があります。

3. 対象事業の実施方法

1) 施設配置計画

計画施設では可燃物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物処理施設などを整備する計画で、施設配置計画（案）は図 2-2 に示すとおりです。



注：現時点で想定する配置計画であり、今後変更となる可能性があります。

2) 施設諸元

計画施設の諸元は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 計画施設の諸元

計画施設	項目	計画諸元				
可燃物 処理施設	処理能力	214t/日 (107t/日×2炉または71.3t/日×3炉)				
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性残さ				
	処理方式	焼却方式 (ストーブ式)	焼却方式 (流動床式)	ガス化熔融方式 (シャフト炉式)	ガス化熔融方式 (流動床式)	乾式メタン発酵 (メタンコンバインド方式)
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器 (バグフィルタ)、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置、無触媒脱硝装置				
	煙突高さ	59m				
	熱回収方法	検討中				
	給水設備	生活用水：上水 プラント用水：上水または井水				
	排水処理設備	生活系排水：下水道放流または完全クローズド プラント系排水：処理後、場内再利用、余剰水は下水道放流または完全クローズド				
	処理生成物	焼却灰、飛灰	焼却灰、飛灰	スラグ、メタル、 熔融飛灰	スラグ、鉄、 アルミ、熔融飛灰、 熔融不適物	処理不適物 (左記のい ずれかの方式で処理 し、方式に応じた処理 生成物が発生)
	処分・資源化方法	原則資源化、資源化先がない等の状況においては埋め立てする方針とします。				
不燃・粗 大ごみ 処理施設	処理能力	29t/日				
	処理対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ				
	処理方式	検討中				
	処分・資源化方法	検討中				
資源物 処理施設	処理能力	58t/日				
	処理対象ごみ	飲料缶・スプレー缶、ペットボトル、透明ビン・色付ビン、プラスチック資源				
	処理方式	検討中				
	処分・資源化方法	検討中				
ストック ヤード(一 時保管場 所)	処理能力	必要面積を確保				
	処理対象ごみ	紙類・布類、牛乳パック、蛍光灯・水銀計・廃乾電池、小型家電				
	処理方式	一時保管				
	処分・資源化方法	検討中				
稼働目標年度	令和15年度					

3) 公害防止基準

計画施設の整備にあたり、公害防止基準値は表 2-3 に示すとおり設定しました。

表 2-3(1/2) 公害防止基準値

項目		法令等基準値	公害防止基準値	
1. 排出ガス	ばいじん (g/m ³ N)	0.04	0.01	
	硫黄酸化物 (ppm)	K 値規制 K 値9.0	20	
	窒素酸化物 (ppm)	180	50	
	塩化水素	(mg/m ³ N)	200	-
		(ppm)	123	20
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	0.1	
水銀 (μg/m ³ N)	30	30		
2. 排水	計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クローズドとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クローズドとします。 なお、下水道放流を選択する場合は、今後整備する下水道に接続予定です。			

表 2-3(2/2) 公害防止基準値

項目		法令等基準値	公害防止基準値
3. 騒音	昼間 (8～19時) (dB)	55	法令等基準値 (第2種区域)と同じ
	朝・夕 (6～8時)・(19～22時) (dB)	50	
	夜間 (22～6時) (dB)	45	
4. 振動	昼間 (8～19時) (dB)	60	法令等基準値 (第1種区域)と同じ
	夜間 (19～8時) (dB)	55	
5. 悪臭	敷地境界 1号規制	臭気指数18以下	臭気指数18以下
	排出口 2号規制	悪臭防止法施行規則 第6条の2に定める 方法により算出した 臭気指数以下	悪臭防止法施行規則 第6条の2に定める 方法により算出した 臭気指数以下
	排水 3号規制	悪臭防止法施行規則 第6条の3に定める 方法により算出した 臭気指数以下	悪臭防止法施行規則 第6条の3に定める 方法により算出した 臭気指数以下

4) 低炭素化への取り組み

(1) 省エネルギー・余熱利用

一般にごみ焼却施設で用いるエネルギーは、施設が大規模になれば省エネルギーに寄与するものとされています。本事業では老朽化したごみ焼却施設2施設を統合、整備するものであることから、計画施設の稼働によりエネルギーの使用量削減に貢献しようとするものです。

また、可燃ごみ等の焼却処理等により発生する熱エネルギーを有効に活用するため余熱利用として、発電や熱利用を行う予定です。

新ごみ処理施設は、環境省の循環型社会形成推進交付金制度等において、エネルギー回収型廃棄物処理施設を満足するエネルギー回収率(20.5%以上)を確保します。

なお、発電量、熱供給量の詳細は、プラントメーカーの提案を踏まえ、今後、決定する予定です。

(2) 地球温暖化防止

地球温暖化防止に貢献するため、環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」を参考に、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を導入し、一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準へ適合するものとします。

5) 緑化計画

対象事業実施区域内の緑化に当たっては、以下の事項に配慮します。

- ・敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%を達成する。
- ・敷地内には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。
- ・植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、樹種は地域景観等に配慮し、郷土種を採用する。
- ・必要に応じて、屋上緑化、壁面緑化等を行う。

6) 災害、防災対策

計画施設における災害、防災対策として、今後において下記の観点から施設整備を検討します。

- ・地域の核となるために必要な施設の耐震化・浸水対策等を図り、強靱な廃棄物処理システムを確保した施設
- ・災害廃棄物を円滑に処理するための拠点として貢献できる施設
- ・災害時には地域の避難拠点として貢献する防災対策機能を備えた施設

7) 車両運行計画

(1) 搬入時間

計画施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとします。

受付時間：8 時 30 分から 16 時 30 分

受付日：月曜日から金曜日

※土曜日は、市町の状況に応じて開場

※祝日の場合、開場する

※年始（1/1～1/3）を除く

(2) 搬入・搬出車両台数

計画処理量が最も多くなる令和 15 年度時点で、計画施設に搬入・搬出するごみ収集車両、自己搬入車両等は、併せて 330 台/日程度と想定しています。

(3) 主な搬出入道路

ごみ収集車両等の搬出入道路は、図 2-3 に示すとおりです。

上尾市側からの主な搬入道路は、県道上尾環状線、国道 17 号、県道上尾蓮田線などを経て、さいたま菖蒲線、計画中の都市計画道路上尾伊奈線となります。また、国道 17 号から市道はなみずき通りを通る経路についても主な搬入道路となり、ごみ収集車両等は、対象事業実施区域の南側から進入します。なお、自己搬入車両出口は、都市計画道路上尾伊奈線を想定していますが、ごみ収集車両等出口については、対象事業実施区域の北側のさいたま菖蒲線を想定しています。

伊奈町側からは県道上尾久喜線、県道さいたま菖蒲線、県道蓮田鴻巣線などを経て、町道 15 号線、都市計画道路上尾伊奈線が主な搬出入道路となります。

(4) ごみ収集車両等による負荷の軽減

ごみ収集車両等による道路環境への負荷の軽減のため、以下に示す対策を検討します。具体的な対策内容は、今後確定する予定です。

- ・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設ける。
- ・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導する。
- ・ごみ収集車両等の走行距離、搬入回数の削減に向け、効率的なごみ収集体制を検討する。

8) 工事計画

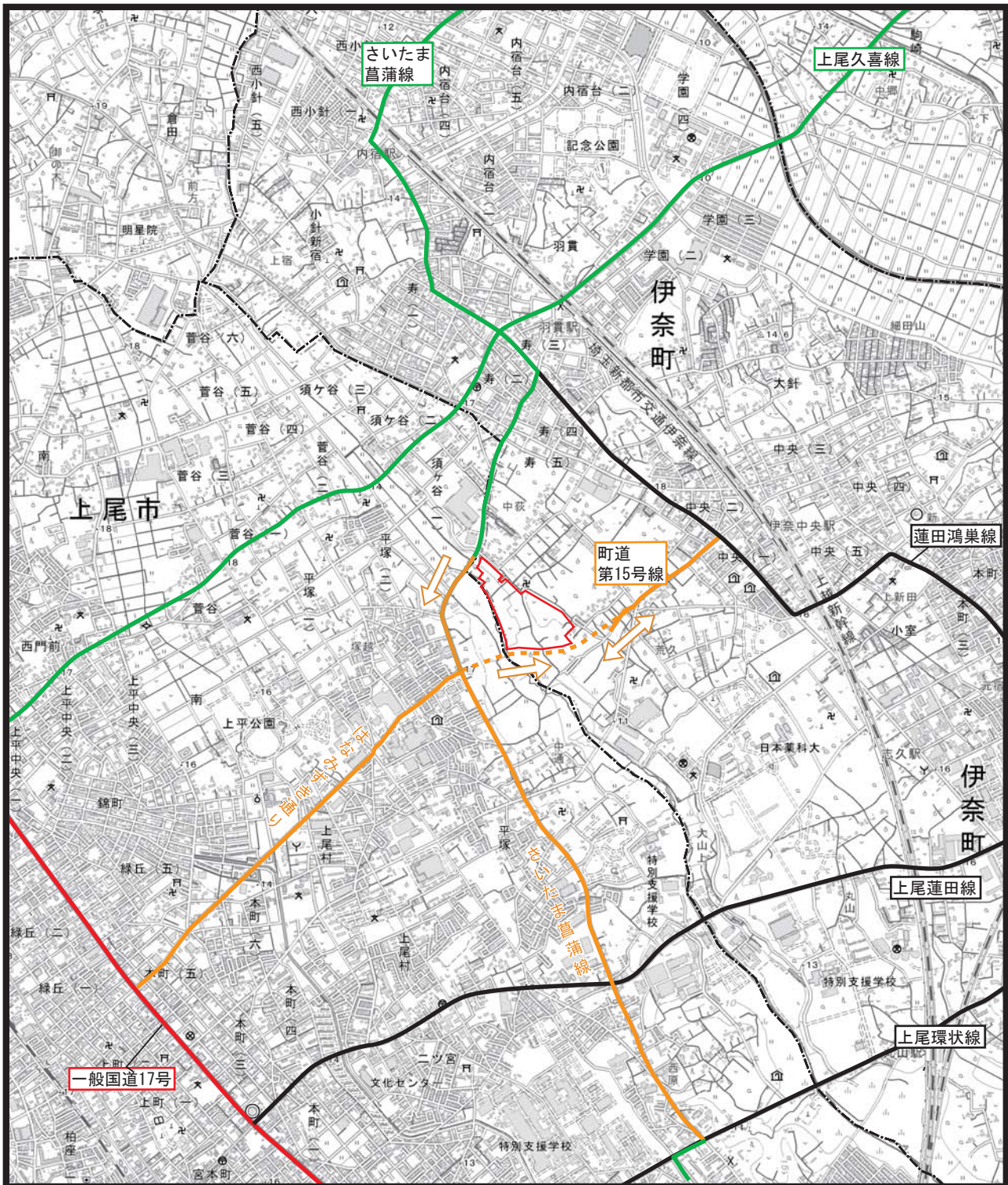
本事業の工事は、表 2-4 に示すとおり、造成工事、施設建設のための土木建築工事、プラント工事、外構工事、試運転を想定しており、工事期間は令和 10 年度から令和 14 年度の 5 年間で予定しています。

また、資材運搬等の車両の搬出入道路は、図 2-4 に示すとおりです。






上尾市側からは、県道上尾環状線、国道 17 号、県道上尾蓮田線などを経て、県道さいたま菖蒲線が主な搬出入道路となります。また、国道 17 号から市道はなみずき通りを通る経路についても主な搬出入道路となります。

一方、伊奈町側からは県道上尾久喜線などを経て、県道さいたま菖蒲線が主な搬出入道路となります。

このように、工事中の資材運搬等の車両は、対象事業実施区域の北側からの出入りとなります。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 主な搬入搬出道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道

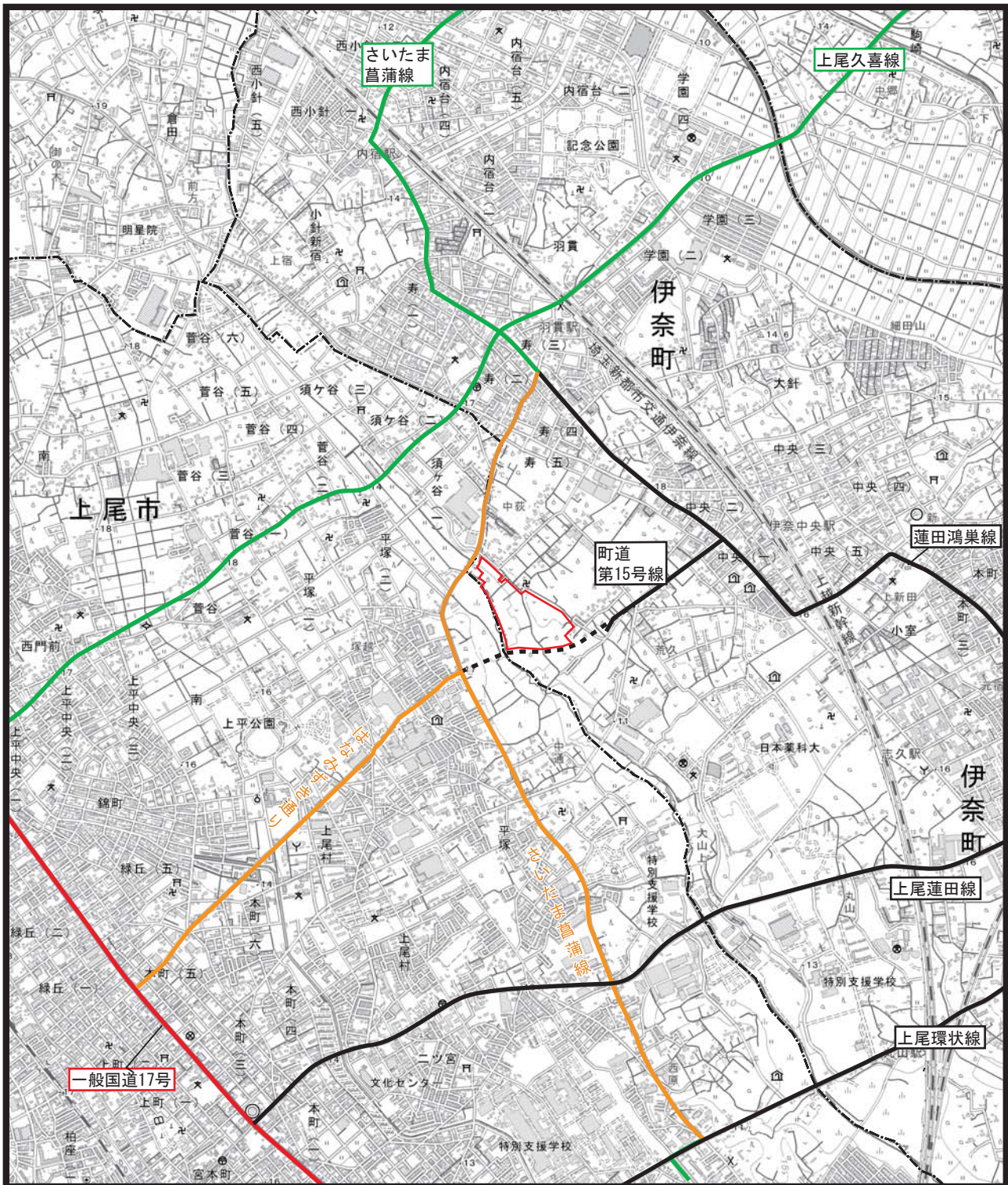


S = 1:25,000








図2-3 主な搬入搬出道路

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 主な搬入搬出道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道



S = 1:25,000



図2-4 資材運搬等の車両の主な搬入搬出道路

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

第3章 地域特性の把握

1. 社会的状況

1) 土地利用

対象事業実施区域は、市街化調整区域に指定されています。

2) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用

対象事業実施区域の西側に隣接して流れる原市沼川においては、利水等はみられず、漁業権は設定されていません。

3) 交通

対象事業実施区域の北側に面して県道さいたま菖蒲線が南北に延びています。

県道さいたま菖蒲線は北側で県道蓮田鴻巣線及び県道上尾久喜線に接続し、対象事業実施区域の南側では都市計画道路上尾伊奈線（計画中）と交差し、その後、県道上尾蓮田線及び県道上尾環状線に接続しています。

県道さいたま菖蒲線の昼間12時間交通量は、上尾市原市で10,264台、上尾市平塚で10,905台となっています。

4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域周辺には、幼稚園、認定こども園が9施設、小学校、中学校が18校、高等学校が4校、保育所・保育園が21施設、病院・診療所が9施設、図書館4施設、特別養護老人ホームが5施設位置しています。

なお、これらの施設は対象事業実施区域に隣接して存在していません。

5) 下水道の整備

上尾市における公共下水道普及率は85.1%となっています。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町における公共下水道普及率は77.4%です。

なお、対象事業実施区域は下水道の整備はされていない地域に位置しています。

6) 環境の保全を目的とする法律、条例等による指定の状況

(1) 大気質

計画施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用されます。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用されます。

また、埼玉県では、廃棄物焼却炉から排出される排ガスについて、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準や埼玉県生活環境保全条例による排出基準及び「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」に基づく塩化水素に係る上乘せ基準が定められています。

(2) 騒音

騒音に係る環境基準について、対象事業実施区域はB類型に指定されています。

また、騒音規制法による特定工場等において発生する騒音の規制基準について、対象事業実施区域は第2種区域に指定されています。

(3) 振動

振動規制法による特定工場等において発生する振動の規制基準について、対象事業実施区域は第1種区域に指定されています。

(4) 悪臭

悪臭防止法による規制について、上尾市には特定悪臭物質濃度による規制基準、対象事業実施区域が位置する伊奈町には臭気指数による規制基準がそれぞれ適用されます。

(5) 水質

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

また、水質汚濁防止法では、特定施設を設置して、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めています。

計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クローズド、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クローズドとする計画です。下水道へ放流する場合には下水道排除基準が適用されます。

(6) 土壌

土壌には、土壌汚染に係る環境基準及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

また、土壌汚染対策法に基づき、土地の形質変更に着手する 30 日前までに、その旨を報告する必要があります。

(7) 地盤沈下

対象事業実施区域は、埼玉県生活環境保全条例に基づく第一種指定地域に該当し、例外（家庭用や農業用の一部及び法令の規制対象等）を除いて地下水を利用する全ての用途が対象となり、許可や届け出が必要となります。

(8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、対象事業実施区域及びその周辺は、指定猟具使用禁止区域(銃)に指定されています。

2. 自然的状況

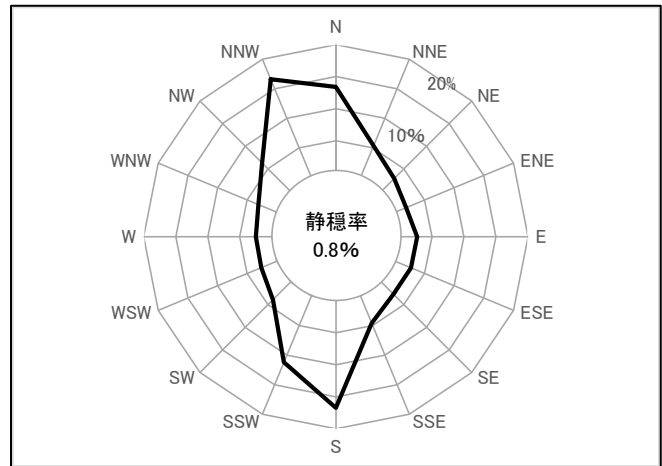
1) 大気質

<調査の概要>

地上気象の状況として、対象事業実施区域最寄りの上尾市消防本部東消防署における風向・風速を示します。また、大気質に係る状況については、対象事業実施区域に近い大気測定局における測定結果を中心にとりまとめました。

(1) 地上気象

令和5年における風配図は図3-1に示すとおりであり、北北西と南の風がほぼ同じ割合（16.6%、16.7%）で出現しており、平均風速は2.0m/sとなっていました。



注：風速 0.3m/s 未満を静穏として集計した。

図3-1 風向・風速調査結果（上尾市消防本部東消防署）

(2) 大気質（一般局）

二酸化窒素（NO₂）、二酸化硫黄（SO₂）、微小粒子状物質（PM2.5）及びダイオキシン類については、いずれの測定局においても環境基準を達成していました。また、浮遊粒子状物質（SPM）について、長期的評価ではいずれの測定局においても環境基準を達成していましたが、短期的評価では上尾局でこれを達成していませんでした。水銀については、すべての測定局において指針値を満足していました。非メタン炭化水素（NMHC）については、鴻巣局は指針値を満足していますが、その他の測定局で指針値を満足していませんでした。

表3-1 (1/7) 二酸化窒素（令和4年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準 達成：○ 非達成：×
	(日)	(時間)			(日)	(%)	(日)	(%)			
上尾	364	8,630	0.009	0.052	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○
蓮田	364	8,636	0.010	0.057	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
さいたま市宮原	365	8,683	0.011	0.056	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
久喜	338	8,041	0.009	0.053	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
鴻巣	363	8,623	0.009	0.049	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
さいたま市役所	364	8,685	0.011	0.064	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
さいたま市大宮	365	8,685	0.010	0.063	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
川越市川越	363	8,677	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○

注：環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

評価：1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(2/7) 二酸化硫黄 (令和 4 年度)

測定局名	有効測定 日数	測定 時間数	年平均値	1 時間値 が0.1ppm を超えた 時間	日平均値 が0.04ppm を超えた 日数	1 時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppm を超えた日数	環境基準	
										長期的 評価	短期的 評価
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(ppm)	(有・無)	(日)	達成：○ 非達成：×	
鴻巣	362	8,615	0.001	0	0	0.004	0.001	無	0	○	○
さいたま市役所	364	8,682	0.002	0	0	0.009	0.002	無	0	○	○
さいたま市大宮	364	8,678	0.001未満	0	0	0.009	0.001	無	0	○	○
川越市川越	363	8,676	0.001	0	0	0.007	0.002	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：1時間値の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(3/7) 浮遊粒子状物質 (令和 4 年度)

測定局名	有効測定 日数	測定 時間数	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 とその割合		1 時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2日以上 連続したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準	
				(時間)	(%)	(日)	(%)					長期的 評価	短期的 評価
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有・無)	(日)	達成：○ 非達成：×	
上尾	357	8,567	0.013	1	0.0	0	0.0	0.346	0.031	無	0	○	×
蓮田	353	8,473	0.016	0	0.0	0	0.0	0.110	0.034	無	0	○	○
さいたま市宮原	361	8,702	0.014	0	0.0	0	0.0	0.147	0.033	無	0	○	○
久喜	320	7,709	0.014	0	0.0	0	0.0	0.116	0.031	無	0	○	○
鴻巣	354	8,492	0.013	0	0.0	0	0.0	0.066	0.029	無	0	○	○
さいたま市役所	344	8,405	0.014	0	0.0	0	0.0	0.100	0.029	無	0	○	○
さいたま市大宮	363	8,714	0.013	0	0.0	0	0.0	0.095	0.029	無	0	○	○
川越市川越	361	8,689	0.013	0	0.0	0	0.0	0.055	0.027	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：「1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(4/7) 微小粒子状物質 (令和 4 年度)

測定局名	有効測定 日数	日平均値の年 平均値	日平均値の年 間98%値	日平均値が 35μg/m ³ を超えた日数と その割合		環境基準	
				長期基準	短期基準		
	(日)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(日)	(%)	達成：○ 非達成：×	
上尾	357	10.5	21.3	0	0.0	○	○
蓮田	353	11.6	23.1	0	0.0	○	○
さいたま市宮原	347	9.5	22.1	1	0.3	○	○
久喜	321	9.6	20.8	0	0.0	○	○
鴻巣	354	9.8	20.6	0	0.0	○	○
さいたま市役所	344	10.0	19.7	0	0.0	○	○
さいたま市大宮	345	8.4	19.0	0	0.0	○	○
川越市川越	353	8.5	18.5	0	0.0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

長期的評価：1年平均値が15μg/m³以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1日のうち有効測定時間が20時間以上ある日が250日以上ある場合のみを評価対象とする。

短期的評価：1時間の1日平均値の98%値が35μg/m³以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(5/7) 非メタン炭化水素（令和4年度）

測定局名	測定時間数	年平均値 (ppmC)	6～9時の 測定日数 (日)	6～9時に おける 年平均値 (ppmC)	6～9時の 3時間 平均値の 最高値 (ppmC)	6～9時の 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時の 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合		指針との 比較 達成：○ 非達成：×
	(時間)					(日)	(%)	(日)	(%)	
さいたま市宮原	8,688	0.12	365	0.13	0.66	60	16.4	11	3.0	×
鴻巣	8,632	0.10	365	0.10	0.30	18	4.9	0	0.0	○
さいたま市役所	8,681	0.15	365	0.16	0.73	81	22.2	17	4.7	×
川越市川越	8,664	0.14	365	0.15	0.49	68	18.6	18	4.9	×

注：指針値は以下のとおりである。

指針値：午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3-1(6/7) ダイオキシン類（令和4年度）

単位：pg-TEQ/m³

測定局名	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値
久喜	0.015	0.010	0.012	0.048	0.021
鴻巣	—	0.017	—	0.031	0.024
さいたま市役所	0.009	0.013	0.008	0.026	0.014
さいたま市大宮	0.007	0.010	0.009	0.026	0.013
川越市川越	0.011	0.011	0.015	0.029	0.017

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和5年8月、埼玉県環境部）

表 3-1(7/7) 水銀及びその化合物（令和4年度）

単位：μg Hg/m³

測定局名	平均値	指針値
さいたま市役所	0.0018	0.04
川越市川越	0.0016	

出典：「令和4年度 有害大気汚染物質等常時監視の結果」

（令和5年8月、埼玉県環境部）

2) 騒音

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音の測定結果は表 3-2 に示すとおりであり、一般国道 17 号の 2 地点及び県道さいたま菖蒲線ともに、昼間、夜間ともに環境基準を超過していました。

表 3-2 道路交通騒音の状況

路線名	番号	測定地点の住所	環境基準 種類	車線 数	等価騒音レベル(dB)				環境基準 適合状況
					昼間	環境基準 達成	夜間	環境基準 達成	
一般国道 17 号	①	上尾市 上町 2-14-19	B	4	71	×	72	×	×
一般国道 17 号	②	桶川市北 1-25-23	C	4	71	×	71	×	×
県道さいたま菖蒲線	③	上尾市 原市 4169-3	B	4	71	×	68	×	×

注：1. いずれの地点も「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準（昼間 70dB、夜間 65dB）が適用される。

2. 「環境基準達成」欄の「○」は、環境基準を達成していること、「×」は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和 4 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和 6 年 4 月 埼玉県環境部）

3) 振動

対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定結果は表 3-3 に示すとおりであり、全ての地点で昼間、夜間ともに要請限度を達成していました。

表 3-3 道路交通振動の状況

路線名	番号	測定地点の住所	区域区分	車線数	時間 区分	振動 レベル (dB)	要請限度 達成
一般国道 17 号	①	上尾市 上町 2-14-19	第 1 種区域	4	昼間	54	○
					夜間	56	○
一般国道 17 号	②	桶川市 北 1-25-23	第 2 種区域	4	昼間	56	○
					夜間	56	○
県道 さいたま菖蒲線	③	上尾市 原市 4169	第 1 種区域	4	昼間	48	○
					夜間	41	○

注：1. 要請限度は第 1 種区域（昼間 65dB、夜間 60dB）、第 2 種区域（昼間 70dB、夜間 65dB）が適用される。

2. 「要請限度達成」欄の「○」は、要請限度を達成していることを示す。

出典：「令和 4 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和 6 年 4 月 埼玉県環境部）

4) 悪臭

対象事業実施区域周辺では、悪臭の測定は行われていません。

5) 水象、水質

対象事業実施区域の西側に隣接して原市沼川が流れており、約 5km 下流の上尾市東部、蓮田市との境において綾瀬川に合流しています。

令和 4 年度に実施された水質調査結果によると、環境基準が適用されている綾瀬川では環境基準（C 類型）を満足しています。

6) 地下水

対象事業実施区域周辺では、令和 4 年度の調査において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が上尾市平塚で 24mg/L、上尾市本町で 15mg/L、伊奈町大針で 26mg/L と環境基準（10mg/L）を超過していました（いずれも継続監視調査の対象となっている地点）。

7) 土壌、地盤沈下

対象事業実施区域周辺には、多湿黒ボク土壌（西大久保統）、黒ボク土壌（青山統）が広く分布しており、一部に黒ボク土壌（桶川統）が分布しています。

土壌汚染の状況について、上尾市には土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定区域がありますが、対象事業実施区域周辺に指定区域はありません。

一方、地盤沈下については、上尾市で9地点、伊奈町1地点で変動の観測が行われています。上尾市では1地点で上昇が、8地点で沈下が確認されており、平均沈下量は-1.5mmとなっています。伊奈町では1地点で沈下が確認されており、平均沈下量は-0.6mmとなっています。

8) 地形・地質

(1) 地形・地質

対象事業実施区域周辺の地形は、谷底平野、または火山灰台地となっています。

また、表層地質は、未固結堆積物の砂泥堆積物及び火山性岩石のロームからなっています。

(2) 活断層

対象事業実施区域周辺には、綾瀬川断層が存在します。

「主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和6年（2024年）1月1日）〈都道府県別〉」（地震調査研究推進本部事務局）によると、30年以内の地震発生確率は鴻巣-伊奈区間では「ほぼ0%」ですが、伊奈-川口区間では「不明」となっています。

9) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

埼玉県内における重要な動物種について、ハツカネズミなどの哺乳類24種、オオタカなどの鳥類121種、両生類・爬虫類22種、昆虫類254種、魚類23種、甲殻類、陸・淡水産貝類等23種が確認されています。

(2) 植物

対象事業実施区域周辺は耕作地植生が広がり、対象事業実施区域の北側、東側については広く全体的に耕作地植生となっています。対象事業実施区域の南西側の耕作地植生の奥には市街地が広がっています。樹林は少なく、緑の住宅地やアカマツ群落、工場地帯、クヌギーコナラ群集、ケヤキーシラカシ群落等がパッチ上に存在しています。

対象事業実施区域は、果樹園、畑雑草群落及び水田雑草群落に区分されています。

なお、埼玉県内における重要な植物種について、61科130種の生育が確認されています。

(3) 生態系

対象事業実施区域周辺において、草地、耕作地、市街地では生産者として、スギナ、スイバ、ツユクサ、チガヤ、ススキ等の植物、一次消費者として、ハタネズミ等の哺乳類、ショウリョウバッタ、コバネイナゴ、ベニシジミ等の昆虫類、中位消費者として、アズマモグラ、アブラコウモリ等の哺乳類、スズメ、カワラヒワ等の鳥類、シュレーゲルアオガエル、シマヘビ等の両生類・爬虫類、オオカマキリ等の昆虫類、上位消費者として、イタチ属等の哺乳類、ツミ、チョウゲンボウ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられます。

樹林地では生産者としてクヌギ、コナラ、アカマツ、ケヤキ、アオキ、ベニシダ等の植物、一次消費者としてアカネズミ等の哺乳類、カブトムシ、ノコギリクワガタ、ヒカゲチョウ等の昆虫類、中位消費者として、ホンダタヌキ等の哺乳類、コゲラ、ヤマガラ等の鳥類、ヤマカガシ等の両生類・爬虫類、モンズズメバチ等の昆虫類、上位消費者として、ホンダキツネ等の哺乳類やオオタカ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられます。

河川や水路等の水辺では、生産者としてアカメヤナギ、ガマ、ヨシ、ヒシ等の植物、一次消費者として、トビケラ類、カゲロウ類、エサキアメンボ等の昆虫類、ヌマエビ、ヒメタニシ、カワニナ等の底生動物、中位消費者として、カワセミ、キセキレイ等の鳥類、ニホンイシガメ等の両生類・爬虫類、チョウトンボ、ヘイケボタル等の昆虫類、メダカ、ドジョウ等の魚類、上位消費者としてサギ類、カワウ等の鳥類、ナマズ等の魚類が生息する水生生態系が構築されているものと考えられます。

10) 景観及び自然とのふれあいの場の状況

(1) 景観

対象事業実施区域周辺地域における景観資源として、建築物（伊奈町立北保育所、山本屋又右衛門）があげられますが、近景によるものであり、これらを見る際の方向は、対象事業実施区域の位置する方向ではありません。また、自然景観資源である山ノ神沼は対象事業実施区域の北東約 4.7 km と遠方に位置する景観資源です。

なお、伊奈町周辺からは、高層の建物が少ないことなどから、富士山を眺望できます。

一方、対象事業実施区域周辺の眺望地点については、対象事業実施区域周辺は平らな土地が広がり、特に高い土地や建物は少なく、対象事業実施区域周辺に展望台等もないことから、周辺の田園風景等の景色や富士山を眺望できる地点としては、綾瀬川沿いや不特定多数が利用する施設等である伊奈病院や商業施設の駐車場（平面、上層階、屋上等）が考えられます。

(2) 自然とのふれあいの場

対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの場（公園）について、対象事業実施区域に近接した公園はなく、主な搬出入道路に近接または隣接した大規模な公園として、上平公園と平塚公園があげられます。上平公園は対象事業実施区域の西約 1.1 km に位置し、主な搬出入道路である「はなみずき通り」に近接しています。また、平塚公園は対象事業実施区域の南約 0.5 km に位置し、主な搬出入道路である「さいたま菖蒲線」に面しています。

さらに、対象事業実施区域周辺には、上尾市、伊奈町等のホームページで紹介されているウォーキングやサイクリング及びジョギングのコースがあります。

11) 文化財その他の生活環境の状況

(1) 埋蔵文化財

対象事業実施区域が位置する伊奈町には、令和 5 年 3 月末現在約 70 か所の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、そのうち、対象事業実施区域では、縄文時代や古墳時代の集落跡、貝塚が 2 か所確認されています（図 3-2 参照）。

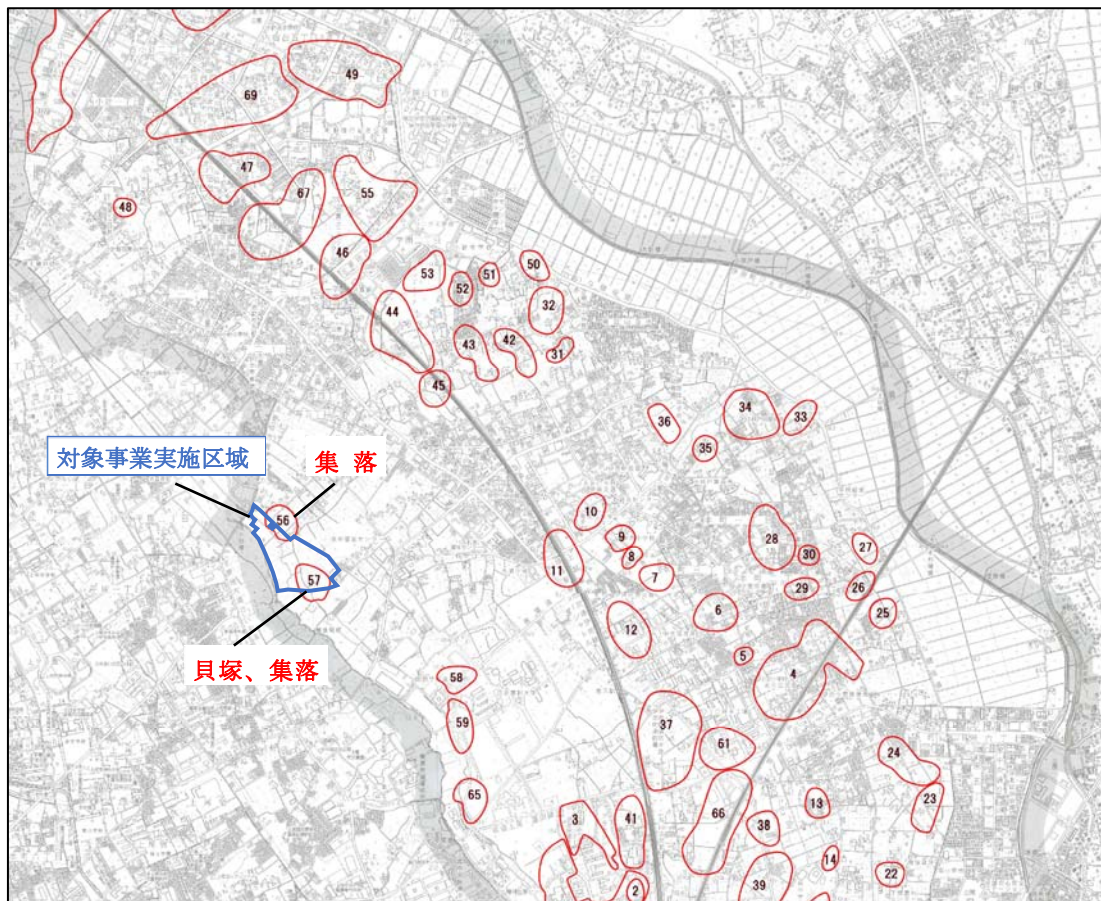


図 3-2 埋蔵文化財包蔵地の状況

(2) 日照阻害

対象事業実施区域は農用地となっており日影を生じさせる建築物等は存在しません。また、計画施設の存在により日影が生じることになる西から北、東方向についてみると北北東には民家が接しており、南南東方向の概ね 150m 付近にも民家がみられます (p. 3 図 2-1 (2/2) 参照)。

なお、対象事業実施区域周辺において、日照阻害が問題になる建築物等は存在しません。

(3) 電波障害

対象事業実施区域周辺において視聴される地上デジタル放送の送信所は、関東広域圏親局 (送信所：東京スカイツリー)、前橋中継局 (送信所：榛名山二ツ岳)、埼玉県域放送親局 (送信所：浦和) があげられます。関東広域圏親局 (送信所：東京スカイツリー)、埼玉県域放送親局 (送信所：浦和) からの電波は、概ね南東から南南東、前橋中継局 (送信所：榛名山二ツ岳) からの電波は概ね北西方向から到来しています。

(4) 風害

対象事業実施区域は農用地となっています。その周辺にも農用地が広がっており、民家等も存在しますが、風害を発生させる超高層建築物は存在しません (p. 3 図 2-1 (2/2) 参照)。

(5) 光害

対象事業実施区域は農用地となっています。その周辺にも農用地が広がっており、民家等も存在しますが、光害を発生させる夜間照明設備を有する施設は存在しません (p. 3 図 2-1 (2/2) 参照)。

(6) 温室効果ガス排出量

令和 3 年度の二酸化炭素排出量は、上尾市では産業部門、伊奈町では運輸部門の割合が最も高く、次いで上尾市では家庭部門、伊奈町では産業部門の割合が高くなっています。また、経年変化を見ると、上尾市では概ね減少傾向にあります。伊奈町では横ばいで推移しています。

(7) 一般環境中の放射性物質

環境省では、放射性物質に関する特別措置法に基づく汚染状況重点地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件は、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域としています。この基準と比較すると、対象事業実施区域周辺において測定された放射線量は十分に低い値です。

第4章 調査項目

1. 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針に準拠して選定しました。

選定結果は表 4-1 に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照阻害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 16 項目を選定しました。

表 4-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分			工事中			存在・供用時		
調査・予測・評価の項目	環境影響要因		建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行
			大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○		
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物					○		
	浮遊粒子状物質		◎			○	○	
	微小粒子状物質					○	○	
	炭化水素		◎				○	
	粉じん	○	×				×	
	水銀等（水銀及びその化合物）					○		
	その他の大気質に係る有害物質					○		
騒音・低周波音	騒音	○	○			○	○	
	低周波音					○		
振動	振動	○	○			○	○	
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					○		
	特定悪臭物質					○		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）					△	
		浮遊物質（SS）			◎		△	
		窒素及び燐（T-N、T-P）					△	
		水温					△	
		水素イオン濃度（pH）			◎		△	
		溶存酸素量（DO）					△	
		その他の生活環境項目					△	
		健康項目等					△	
	底質	強熱減量						
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
	底質に係る有害物質等					×		
水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
	河川等の流量、流速及び水位							
	地下水の水位及び水脈							
	温泉及び鉱泉							
	堤防、水門、ダム等の施設							
土壌	土壌に係る有害項目					○		
地象	地盤沈下							
	土地の安定性							
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					△		
	表土の状況及び生産性							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		△		
	植物	保全すべき種			◎	△		
		植生及び保全すべき群落			◎	△		
		緑の量				△		
生態系	地域を特徴づける生態系		○		△			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				×		
		眺望景観				○		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		△	△	◎
	史跡・文化財	指定文化財等					×	
		埋蔵文化財					△	
	日照障害	日影の状況				○		
	電波障害	電波受信状況				○		
	風害	局所的な風の発生状況						
	光害	人工光又は工作物による反射光						
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎		○
残土					◎			
雨水及び処理水								
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○			○	○	
	オゾン層破壊物質					△		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△	△				

- ：指針別表で標準的に選定するとされている項目
- △：指針別表で事業特性、地域特性により選定するとされている項目
- ◎：○又は△に該当しないが、自主的に選定する項目
- △：事業特性、地域特性により判断して選定しない項目
- ×：指針別表で標準的に選定するとされている項目であるが選定しなかった項目

2. 選定理由または選定しなかった理由

環境影響評価の項目として選定した理由は表 4-2 に、選定しない理由は表 4-3 に示します。

表 4-2(1/2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定しました。
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫黄酸化物の発生が考えられるため選定しました。
	浮遊粒子状物質	工事中	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定しました。
	微小粒子状物質	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による微小粒子状物質の発生が考えられるため選定しました。
	炭化水素	工事中	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定しました。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働による粉じんの発生が考えられるため選定しました。
	水銀等（水銀及びその化合物）	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（水銀）の発生が考えられるため選定しました。
大気質に係る有害物質等	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類）の発生が考えられるため選定しました。	
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う工場騒音、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定しました。
	低周波音	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定しました。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う工場振動、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定しました。
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定しました。
	特定悪臭物質	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定しました。

表 4-2(2/2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
水質	SS、pH	工事中	造成等の工事に伴う濁水及びアルカリ排水の発生が考えられるため選定しました。
	BOD、SS、pH、DO、その他の生活環境項目（大腸菌数）	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クローズドとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クローズドとします。そのため、公共用水域への影響はありませんが、平常時の原市沼川の現状の水質を把握するため調査のみを行います。
土壌	土壌に係る有害項目	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定しました。
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴い保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定しました。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	工事中	造成等の工事に伴う濁水の影響により、河道内の保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失が考えられるため選定しました。
	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	存在・供用時	計画施設の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失、緑の量の変化が考えられるため選定しました。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴い保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定しました。
景観	眺望景観	存在・供用時	計画施設の存在による周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定しました。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の阻害が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の存在、計画施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の阻害が考えられるため選定しました。
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在・供用時	計画施設の存在による埋蔵文化財の改変が考えられるため選定しました。
日照阻害	日影の状況	存在・供用時	計画施設の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定しました。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	計画施設の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定しました。
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定しました。
	残土	工事中	造成等の工事に伴う残土の発生が考えられるため選定しました。
温室効果ガス等	温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定しました。
		存在・供用時	計画施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定しました。

表 4-3 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	工事中	資材運搬等の車両はタイヤ洗浄を行い、車輪・車体に付着した土砂等を十分除去した後に退出すること、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しませんでした。
		存在・供用時	ごみ収集車両等は、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しませんでした。
水質	T-N、T-P、その他の生活環境項目、健康項目等	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クローズドとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クローズドとします。公共用水域への影響はないことから、生活環境項目の一部（BOD、SS、pH、DO、大腸菌数）を除いて選定しませんでした。
水質（底質）	底質に係る有害物質等	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クローズドとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クローズドとします。公共用水域への影響はないことから選定しませんでした。
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は概ね平坦地であり、重要な地形及び地質も存在しないため選定しませんでした。
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しませんでした。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財は存在しないため選定しませんでした。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しませんでした。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しませんでした。

第5章 調査方法

選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価の手法を以下の表5-1～16に示します。

なお、調査については、対象事業実施区域周辺で実施する現地調査の内容について示し、現地調査を実施しない「廃棄物等」、「温室効果ガス等」については、予測及び評価のみを示します。

表 5-1(1/3) 調査、予測及び評価手法（大気質）

調 査 対 象	調 査 手 法 等
大気質の状況 ・ 二酸化窒素 ・ 二酸化硫黄 ・ 浮遊粒子状物質 ・ 微小粒子状物質 (PM2.5) ・ 炭化水素 ・ 降下ばいじん ・ 水銀等（水銀及びその化合物） ・ 塩化水素 ・ ダイオキシン類	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>環境大気</p> <p><調査地点> ・ 対象事業実施区域及び周辺 4 地点の計 5 地点(図5-1参照) （対象事業実施区域では沿道大気を兼ねるものとし、炭化水素についても調査を行います。（その調査方法は沿道大気欄参照）</p> <p><調査期間、時期等> 4 季に各 1 週間の連続調査とします。</p> <p><調査項目・調査方法> ・ 二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・ 二酸化硫黄：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・ 浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・ 微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号） ・ 降下ばいじん：「環境測定分析法註解」（社）日本環境測定分析協会 デボジットゲージ法またはガスジャ法による測定方法（30日間調査） （対象事業実施区域内 1 地点のみとします。） ・ 水銀（水銀及びその化合物）：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年環境省） ・ 塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁） ・ ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号）</p> </div> <div> <p>沿道大気</p> <p><調査地点> ・ 関係車両主要走行ルート上の 4 地点(図5-1参照) （対象事業実施区域では環境大気を兼ねるものとします。）</p> <p><調査期間、時期等> 4 季に各 1 週間の連続調査とします。</p> <p><調査項目・調査方法> ・ 二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・ 浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・ 微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号） ・ 炭化水素：「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」（昭和52年環大企第61号）</p> </div> </div>



写真 5-1(1/2) 調査風景（大気質調査例）

表 5-1(2/3) 調査、予測及び評価手法（大気質）

調 査	
調 査 対 象	
気象の状況 [地上気象] ・風向、風速 ・大気安定度 （日射量、放射収支量） ・気温、湿度 [上層気象] ・気温 ・風向、風速	<調査地点> ・地上気象：対象事業実施区域内の1地点(図5-1参照) ・上層気象：対象事業実施区域内の1地点(図5-1参照) <調査期間、回数> ・地上気象：1年間連続、 ・上層気象：4季各1週間(原則1日あたり8回)の調査とします。 <調査方法> ・地上気象：「地上気象観測指針」（平成14年気象庁）に準拠した方法 ・上層気象：「高層気象観測指針」（平成16年気象庁）に準拠した方法
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^{注1} ： ・走行速度	道路の構造：現地踏査により確認します。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省） <調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の4地点(図5-1参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の4地点(図5-1参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査します。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注1：現地調査での車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とします。

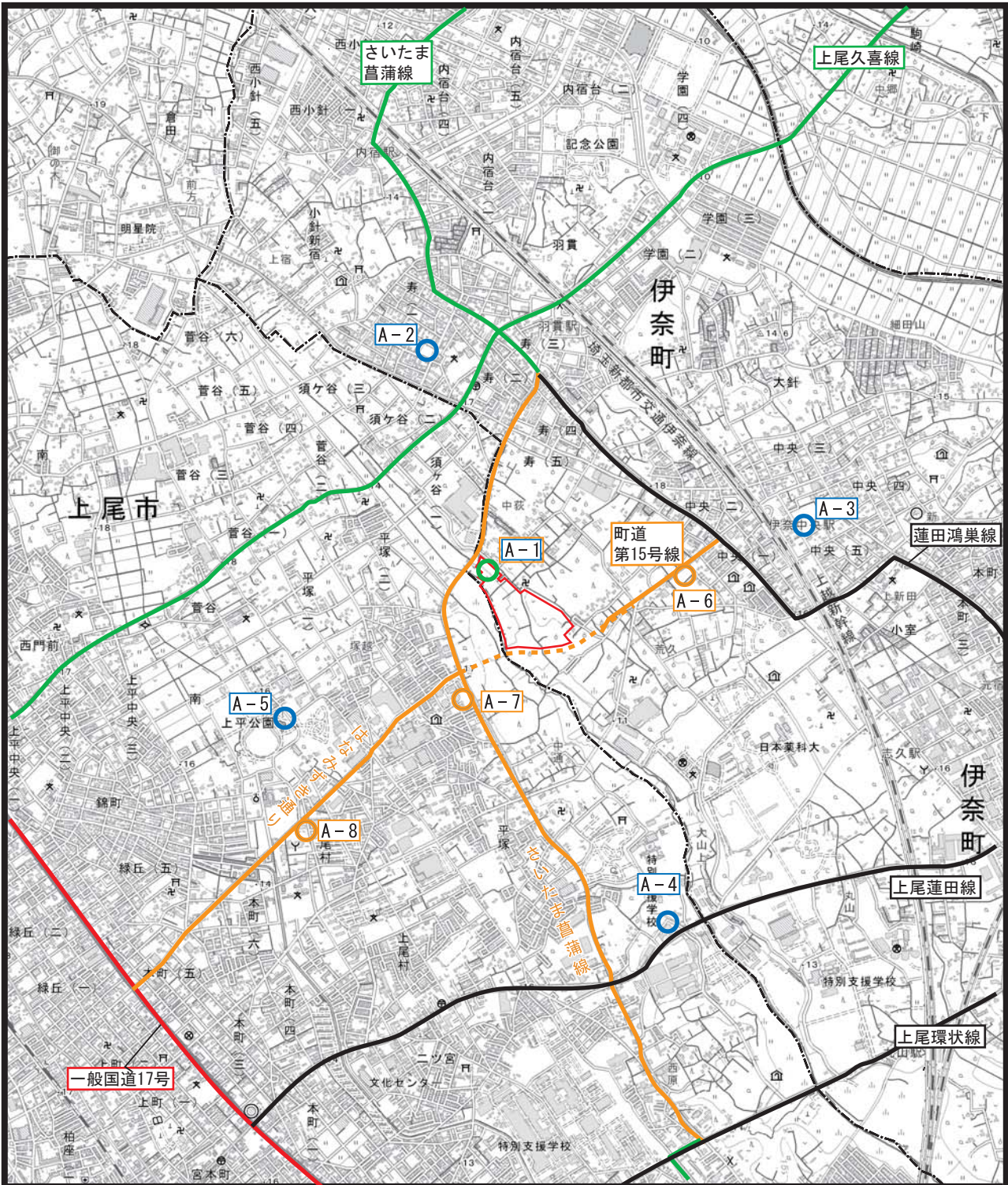


【地上気象】











【上層気象】

写真 5-1(2/2) 地上気象、上層気象調査例



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 一般環境大気質(兼 沿道環境大気質)・地上気象・上層気象調査地点
-  : 一般環境大気質調査地点
-  : 沿道環境大気質調査地点
-  : 主な搬入搬出道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道



S = 1:25,000



図5-1 大気質・地上気象・上層気象調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-1(3/3) 調査、予測及び評価手法（大気質）

予 測 ・ 評 価			
環境影響要因	予測手法等	評価手法	
工 事 中	建設機械の稼働 (二酸化窒素)	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す環境基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準（環境基本法） ・「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課監修） 参考値
	建設機械の稼働 (粉じん)	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じん <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案して定性的に予測します。または、「道路環境影響評価の技術手法」等を用いて定量的に予測します。 	
	資材運搬等の車両の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の走行による大気への影響が最大となる時期とします。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の主要走行ルートとします(図5-1参照)。(A-6を除く3地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。 	
存 在 ・ 供 用 時	施設の稼働	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、水銀等（水銀及びその化合物）、塩化水素、ダイオキシン類、 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺とし、影響が最大となる地点を含む範囲とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均濃度を予測します。 予測項目は二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、水銀等（水銀及びその化合物）及びダイオキシン類とする。 ・短時間高濃度：ブルーム式による拡散シミュレーションにより高濃度となる1時間値(大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時)を予測します。 予測項目は二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、及び塩化水素とします。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す環境基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準（環境基本法） ・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和52年6月16日環大規第136号（塩化水素） 今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）（平成15年中央環境審議会）（水銀等（水銀及びその化合物）） ・「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年8月、中央公害対策審議会）」における非メタン炭化水素の指針値（炭化水素）
	自動車等の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等の主要走行ルートとします(図5-1参照)。(4地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。 	

注:微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみ実施することとし、予測は実施しないこととします。

表 5-2(1/2) 調査、予測及び評価手法（騒音）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
騒音の状況 ・環境騒音の音圧レベル ・道路交通騒音の音圧レベル	環境騒音 <調査地点> ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側）（図5-2参照） <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環告第64号） ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準」（厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）に定める方法 ・「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法」
	道路交通騒音 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート of 4 地点(図5-2参照) <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環告第64号）
低周波音の状況 ・G特性音圧レベル ・1/3オクターブバンド音圧レベル	<調査地点> ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側）（図5-2参照） <調査期間、時期等> ・低周波音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年環境庁）
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^{注1} ： ・走行速度	道路の構造：現地踏査により確認します。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省）
	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート of 4 地点(図5-2参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート of 4 地点(図5-2参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査します。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注1：車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とします。

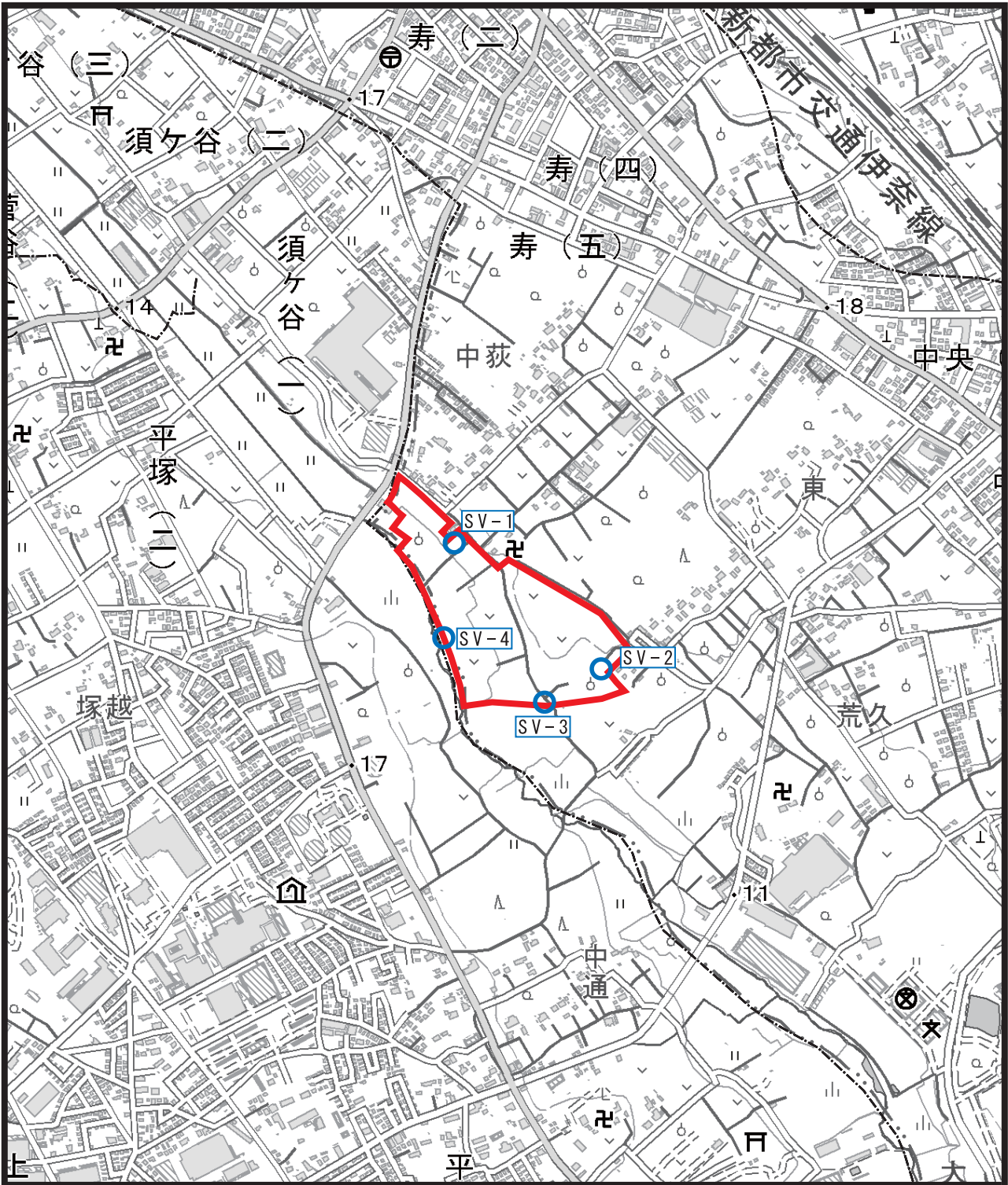


【騒音・振動】




【交通量・走行速度】

写真 5-2 騒音、振動、交通量調査例



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 環境騒音・低周波音調査地点

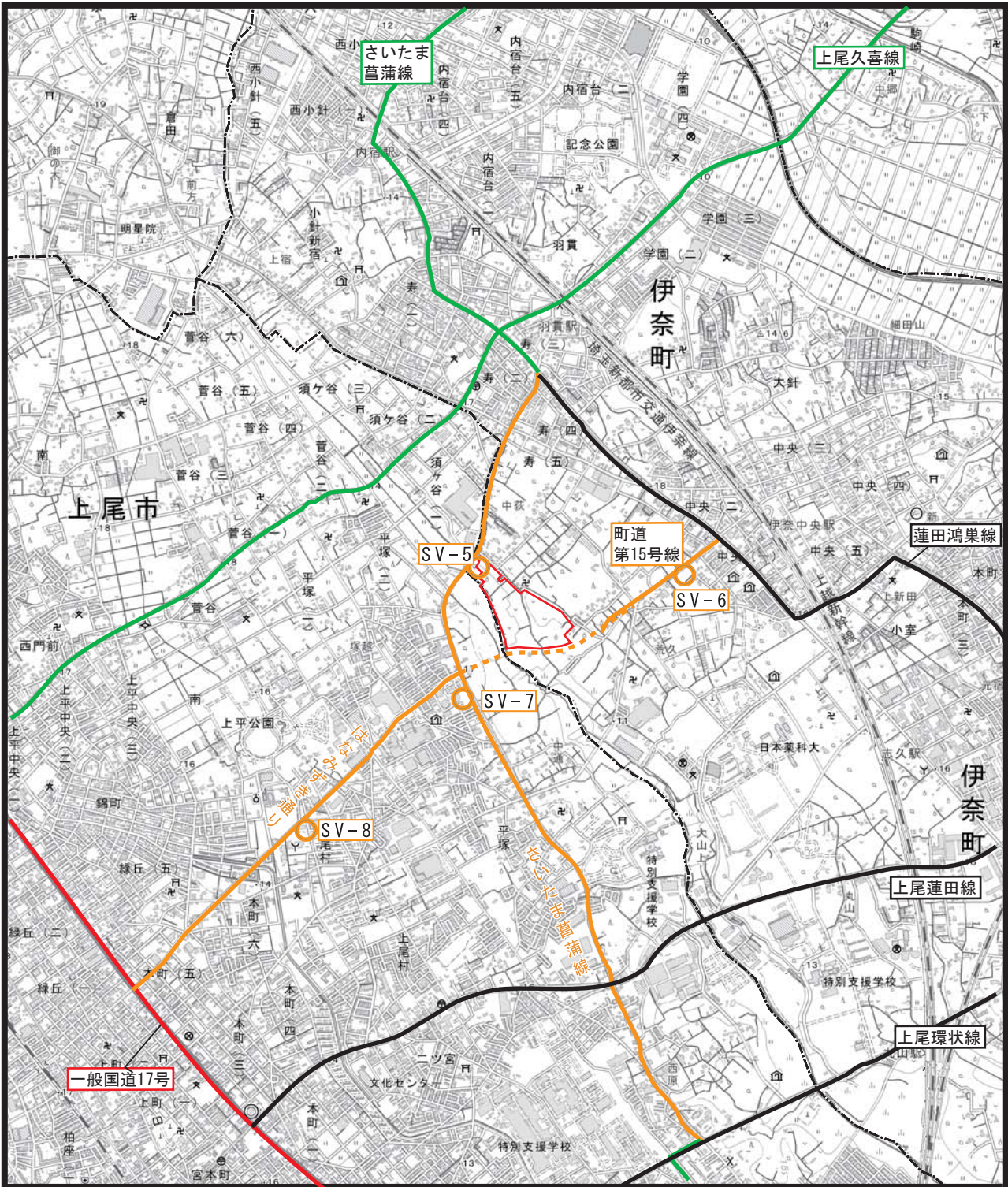


S = 1:10,000









図5-2(1/2) 環境騒音・環境振動
低周波音調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 沿道交通騒音調査地点
-  : 主な搬入道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道



S = 1:25,000



図5-2(2/2) 道路交通騒音・
道路交通振動調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-2(2/2) 調査、予測及び評価手法（騒音）

予 測 ・ 評 価			
環境影響要因	予測手法等	評価手法	
工事中	建設機械の稼働	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設作業騒音の騒音レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝搬理論式を用いて定量的に予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定建設作業騒音に係る規制基準（騒音規制法） 騒音に係る環境基準（環境基本法） 工場・事業場に係る規制基準（騒音規制法） 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁大気保全局）に示された科学的知見
	資材運搬等の車両の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の走行による騒音の影響が最大となる時期とします。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の主要走行ルートとします(図5-2参照)。(SV-6を除く3地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 「ASJ RTN-Model 2018」((社) 日本音響学会)による伝搬理論計算式により予測します。 	
存在・供用時	施設の稼働	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の騒音レベル 施設からの低周波音 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の騒音レベル 施設の稼働による音圧レベルを把握し、音の伝搬理論による計算により予測します。 施設からの低周波音 類似事例、環境保全のための措置等を参照して定性的に予測します。 	
	自動車等の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ゴミ収集車両等の主要走行ルートとします(図5-2参照)。(4地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 「ASJ RTN-Model 2018」((社) 日本音響学会)による伝搬理論計算式により予測します。 	

表 5-3(1/2) 調査、予測及び評価手法（振動）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
振動の状況 ・環境振動レベル ・道路交通振動レベル ・地盤卓越振動数	環境振動 <調査地点> ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側）（図5-2参照） <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)によります。
	道路交通振動 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート of 4 地点(図5-2参照) <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)によります。
	地盤卓越振動数 <調査地点> ・道路交通振動の調査地点と同様とします。 <調査期間、時期等> ・道路交通振動の調査期間内にそれぞれ1回とします。 <調査方法> ・「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(国土技術政策総合研究所)に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^{注1} ： ・走行速度	道路の構造：現地踏査により確認します。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省）
	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート of 4 地点(図5-2参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート of 4 地点(図5-2参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査します。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注1：車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とします。

表 5-3(2/2) 調査、予測及び評価手法（振動）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工 事 中	建設機械の稼働	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法）
	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設作業振動レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝搬理論式を用いて定量的に予測します。 	
存 在 ・ 供 用 時	資材運搬等の車両の走行	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法）
	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の走行による振動の影響が最大となる時期とします。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の主要走行ルートとします(図5-2参照)。(SV-6を除く3地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されている提案式「振動レベルの80%上端値を予測するための式」を用いた計算によります。 	
存 在 ・ 供 用 時	施設の稼働	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法）
	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の振動レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働による振動レベルを把握し、伝搬理論式により予測します。 	
存 在 ・ 供 用 時	自動車等の走行	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法）
	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ収集車両等の主要走行ルートとします(図5-2参照)。(4地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されている提案式「振動レベルの80%上端値を予測するための式」を用いた計算によります。 	

表 5-4(1/2) 調査、予測及び評価手法 (悪臭)

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
悪臭の状況 ・ 特定悪臭物質 ^注 : 22項目 ・ 臭気指数(臭気濃度)	<調査地点> ・ 対象事業実施区域の敷地境界(風上、風下)の2地点 ・ 対象事業実施区域周辺の住宅地の4地点(臭気指数のみの調査とします。)(大気質のA-2, 3, 4, 5と同様)(図5-3参照) <調査期間、回数> ・ 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計2回とします。 <調査方法> ・ 特定悪臭物質濃度: 「特定悪臭物質の測定方法」(昭和47年環告示第9号) ・ 臭気指数: 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環告示第63号)

注: 特定悪臭物質 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

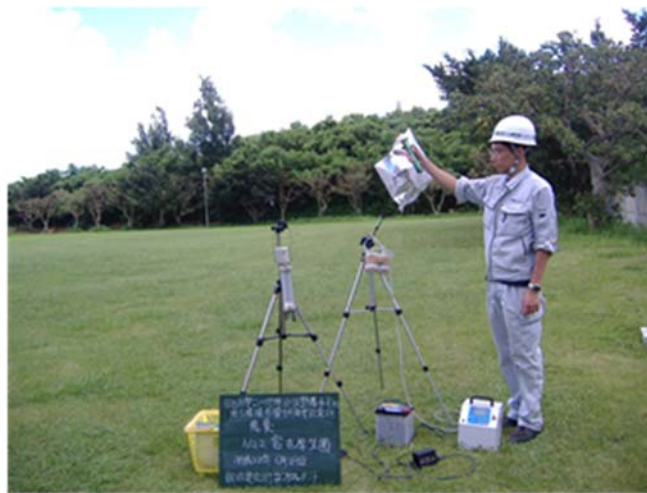



写真 5-3 悪臭調査例


表 5-4(2/2) 調査、予測及び評価手法 (悪臭)

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の稼働 (排出ガス) (臭気の漏洩)	<予測対象> ・ 特定悪臭物質 ・ 臭気指数 <予測時期> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・ 対象事業実施区域周辺とし、影響濃度が最大となる地点を含む範囲とします(現地調査地点を含む)。 <予測方法> ・ 煙突排ガスによる影響は、臭気指数等についてブルーム式による拡散シミュレーションにより予測します。 ・ 臭気の漏洩については、悪臭対策等の事業計画の内容を明らかにするとともに、類似事例等を参照して予測します。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す規制基準等との整合性が図られていること。 ・ 敷地境界における規制基準(悪臭防止法)



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 悪臭調査地点



S = 1:25,000



図5-3 悪臭調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

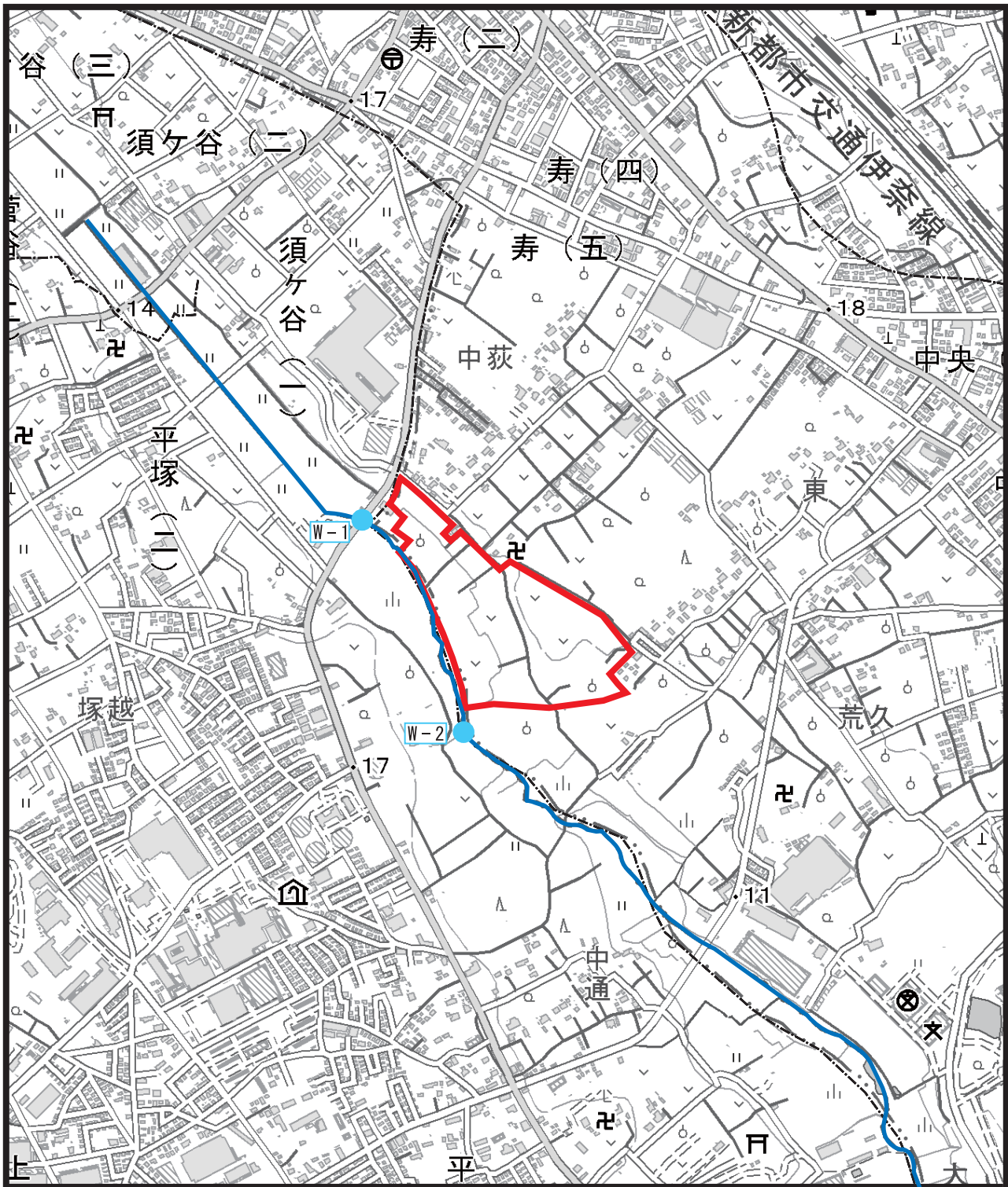
表 5-5(1/2) 調査、予測及び評価手法（水質）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
公共用水域の水質 水象の状況 (平常時) ・生活環境項目等 ^{注1} ・流量、流速 ・河川等の形状、底質の堆積状況等	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺2地点(図5-4参照) <調査期間、時期等> 4季に各1回とします。 <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号) ・可搬式流速計等を用いる断面法によります。 ・現地踏査によります。
(降雨時) ・浮遊物質量(SS) ・濁度 ・電気伝導度(EC) ・pH ・流量	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺2地点(図5-4参照) <調査期間、時期等> ・降雨時2回(各回2試料採取) <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号) ・可搬式流速計等によります。
土砂の性状(沈降特性) ・浮遊物質量(SS)	<調査地点> ・対象事業実施区域の代表地点 <調査期間、時期等> ・土壌調査等にあわせて実施(1回) <調査方法> ・SSと静置(経過)時間との近似式を求めます。




注1：生活環境項目等 水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素(DO)、大腸菌数

表 5-5(2/2) 調査、予測及び評価手法（水質）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中 造成等の工事	<予測対象> ・浮遊物質量(SS)、水素イオン濃度(pH) <予測時期> ・造成等の施工時とします。 <予測地点> ・工事中雨水の原市沼川合流先及びその下流とします。 (現地調査地点と同様とします。)(図5-4参照) <予測方法> 浮遊物質量(SS) ・工事計画、土壌沈降試験結果、濁水防止対策の内容を参照し、これまでの降雨状況を踏まえて、発生する濁水量を求め、単純混合式等により予測します。 水素イオン濃度(pH) ・工事計画、類似事例等を参照して定性的に予測します。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。 ・水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)(河川)(環境基本法)



凡例

-  : 対象事業
実施区域
-  : 水質調査地点
-  : 原市沼川



S = 1:10,000



図5-4 水質調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-6(1/2) 調査、予測及び評価手法（土壌）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
土壌に係る有害物質の状況 ・ダイオキシン類	<調査地点> ・対象事業実施区域及び周辺4地点の計5地点(図5-5参照) <調査期間、時期等> ・1回とします。 <調査方法> ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環告第68号)

表 5-6(2/2) 調査、予測及び評価手法（土壌）


予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
施設の稼働 (排出ガス) 存在・供用時	<予測対象> ・ダイオキシン類 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域内を除く現地調査地点(4地点)とします。 <予測方法> ・大気質の予測結果、類似事例等を参照して予測します。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②以下に示す環境基準との整合性が図られていること。 ・ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準(ダイオキシン類対策特別措置法)




写真 5-4 土壌調査例



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 土壌調査地点



S = 1:25,000



図5-5 土壌調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-7(1/2) 調査、予測及び評価手法（動物）











調 査																												
調 査 対 象	調 査 手 法 等																											
動物相の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・爬虫類 ・両生類 ・昆虫類 ・魚類 ・底生動物 ・猛禽類	現地調査	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とします(魚類、底生動物、猛禽類を除く)。魚類、底生動物は原市沼川とします。 <p>(図5-6参照)</p> <p><調査期間、回数及び方法></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査時期・回数</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回</td> <td>直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回</td> <td>任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td rowspan="2">早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回</td> <td>直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>直接観察法</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回</td> <td>直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回</td> <td>タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回</td> <td>コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集</td> </tr> <tr> <td>猛禽類^注</td> <td>2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）</td> <td>「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:猛禽類の調査範囲は、対象事業実施区域及びその境界から概ね2,000m程度の範囲を目安とします。</p>	調査項目	調査時期・回数	調査方法	哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法	鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）	爬虫類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査	両生類	直接観察法	昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法	魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査	底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集	猛禽類 ^注	2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）	「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠
調査項目	調査時期・回数	調査方法																										
哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法																										
鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）																										
爬虫類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査																										
両生類		直接観察法																										
昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法																										
魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査																										
底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集																										
猛禽類 ^注	2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）	「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠																										
保全すべき種の状況	現地調査	保全すべき種の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等を明らかにします。																										
生息環境の状況	既存資料 (含む現 地調査結 果)調査	植物の生育環境との関わりと動物の生息環境の関わりについて文献、植物調査結果等も参考にして明らかにします。																										

表 5-7(2/2) 調査、予測及び評価手法（動物）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中 建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行 造成等の工事	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえて保全すべき種への環境影響を的確に把握し、実施することができる時期とします。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が動物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。</p>
存在・供用時 施設の存在	<p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果と対象事業の計画の状況から、保全すべき種、生息地について、分布または生息環境の改変の程度を把握し、事例の引用または解析による。 	

重要な種の保護の観点から、図の一部を非公開としました。

凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 調査範囲
-  : 原市沼川
- 【哺乳類】**
 -  : シヤーマントラップ[®] 法調査地点
 -  : 無人撮影法調査地点
- 【鳥類】**
 -  : 定点センサス法調査地点
 -  : ルートセンサス法調査地点
- 【昆虫類】**
 -  : ライトトラップ[®] 法調査地点
 -  : ベイトトラップ[®] 法調査地点
- 【魚類・底生動物】**
 -  : 魚類・底生動物調査地点



S = 1:10,000



図5-6(1/2) 動物調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

重要な種の保護の観点から、図の一部を非公開としました。

凡例



: 対象事業実施区域



: 猛禽類調査地点(定点)

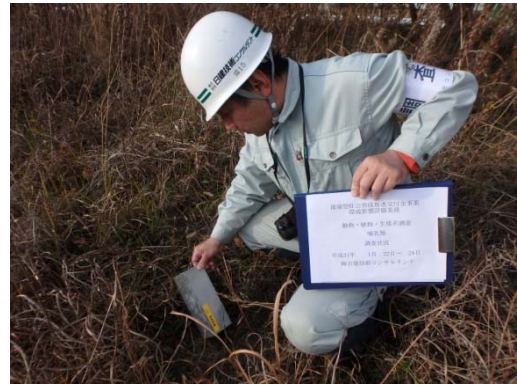


S = 1:50,000



図5-6(2/2) 猛禽類調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



哺乳類調査状況（無人撮影法、シャーマントラップ法）



鳥類調査状況（定点センサス法、ルートセンサス法）



両生類・爬虫類調査状況（直接観察法）

昆虫類調査状況（ライトトラップ法）



魚類調査状況（投網）

猛禽類調査状況

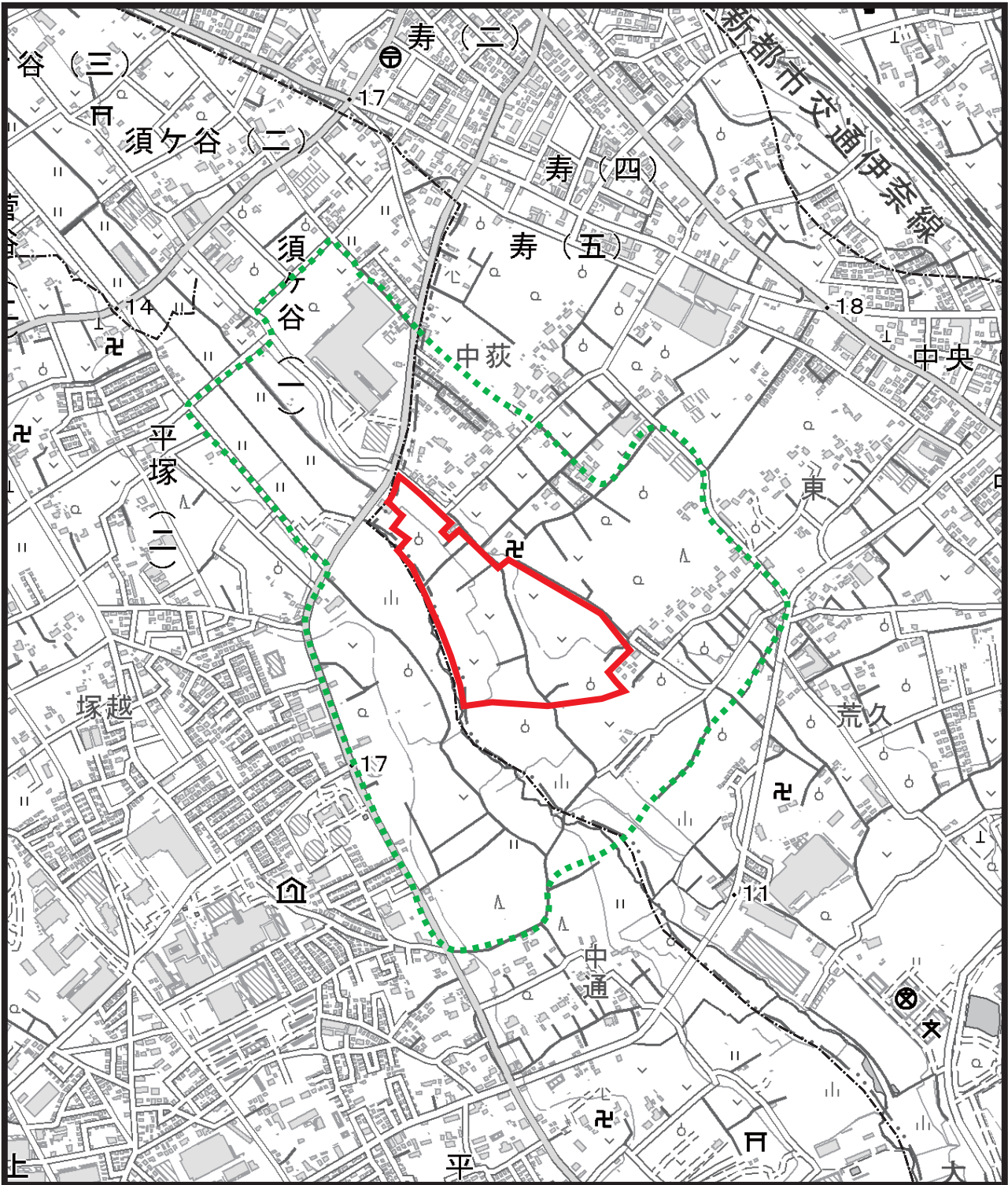
写真 5-5 動物調査例

表 5-8(1/2) 調査、予測及び評価手法 (植物)


調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
植物相 植物群落 大径木	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とします(図5-7参照)。また、原市沼川(魚類、底生動物の調査地点付近)とします。 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> 早春 3月上旬-3月下旬、春 4月中旬-5月中旬、夏 7月上旬-7月下旬、秋10月上旬-11月上旬に各1回とします。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査範囲内を踏査し、目視観察により確認した植物の種名、位置等を記録します。 現存植生：植物社会学的手法(ブラウン-プランケの全推定法)に基づき植生調査を行い、調査範囲の群落単位を決定して植物社会学的な位置づけを明らかにしますとともに、航空写真等を参考として現存植生図を作成します。 群落構造：代表的な植物群落ごとに調査区を設定し、調査区内の植物の種類、高さ、胸高直径等を調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落構造図を作成するとともに、植物群落の現況や将来的な遷移の方向性を把握します。 潜在自然植生：代償植生の中に局所的に残存している自然植生(二次林の林床に生育する自然構成種の芽生え・残存木等)の分布と立地条件を確認します。また、最新の既存文献により、調査範囲の潜在自然植生の概要を把握し、資料調査と現地調査の結果から、調査範囲の潜在自然植生図を作成します。
保全すべき種、群落の分布、生育の状況	保全すべき種及び植物群落の確認地点、生育密度、生育状況を明らかにします。
生育環境の状況	生育環境との関わりについては文献等を参考にして明らかにします。
緑の量 ・緑被率 ・緑視率	<p>緑被率：植生調査結果及び空中写真判読等により、緑被の区分ごとの分布を把握します。</p> <p>緑視率：写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測します。</p> <p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とします。 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> 任意の1回とします。


表 5-8(2/2) 調査、予測及び評価手法 (植物)

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 造成等の工事 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 植物の生育及び植生の特性を踏まえて保全すべき種及び群落への環境影響を的確に把握し、把握することができる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果と対象事業の計画の状況から、保全すべき種の生育環境や群落の生育地が変化する程度を把握し、事例の引用または解析によります。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が植物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。</p>



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 植物調査範囲



S = 1:10,000



図5-7 植物調査範囲

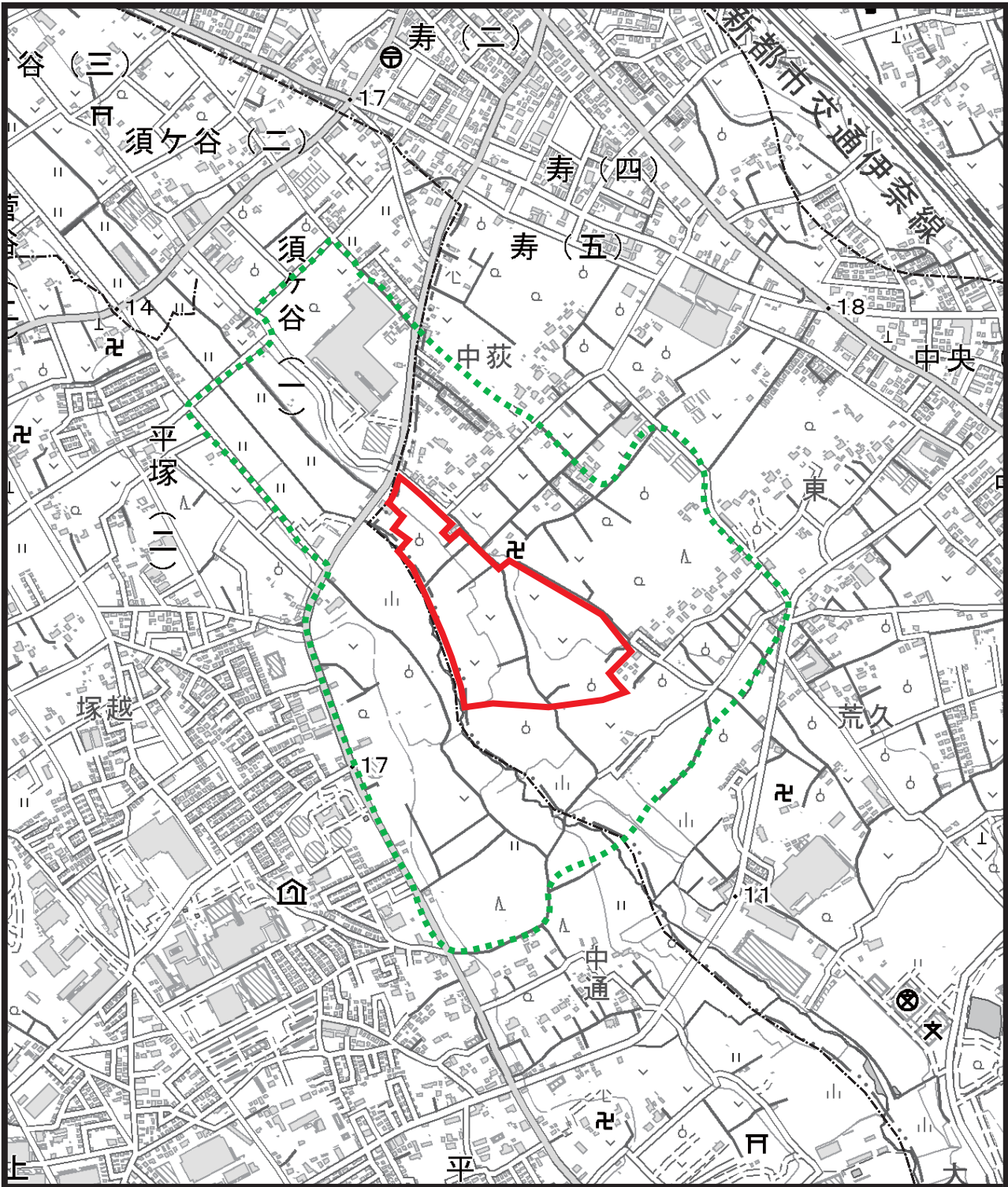
この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-9(1/2) 調査、予測及び評価手法（生態系）



調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
地域を特徴づける生態系	既存資料 (含む現地調査結果) 調査	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から200m程度の範囲を基本とします(図5-8参照)。(猛禽類については、概ね2,000m程度の範囲を目安とした調査結果によります。) <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査期間及び回数は動物調査、植物調査と同一としますが、必要に応じて適宜追加しますこととします。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相、植生の調査結果、注目種・群集等の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を整理します。
着目種と関係種との関係 着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	既存資料 (含む現地調査結果) 調査	<ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相のなかで、効率的かつ効果的に生態系を把握できる種、群落等について生活史、食性、繁殖習性、行動習性、生育環境、生息環境の特徴（非生物環境を含む）等、食物連鎖上の関係及び共生の関係の視点に基づき整理します。

表 5-9(2/2) 調査、予測及び評価手法（生態系）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予 測 手 法 等	評 価 手 法
工事中 建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域を特徴づける生態系の着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境の特性及び着目種等の特性を踏まえて、着目種等に係る環境影響を的確に把握しすることが出来る時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果と対象事業の計画の状況から、環境類型の区分ごとに変化する生物相及び生育生息環境と生態系との関係について理論的解析よりします。 着目種・群集等の状況については、上位性、典型性、特殊性の観点から選定した生物種等及びその生育生息環境の変化と生態系との関係について類似事例等を参考に予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が生態系の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>
存在・供用時 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果と対象事業の計画の状況から、環境類型の区分ごとに変化する生物相及び生育生息環境と生態系との関係について理論的解析よりします。 着目種・群集等の状況については、上位性、典型性、特殊性の観点から選定した生物種等及びその生育生息環境の変化と生態系との関係について類似事例等を参考に予測します。 	



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 生態系調査範囲



S = 1:10,000



図5-8 生態系調査範囲

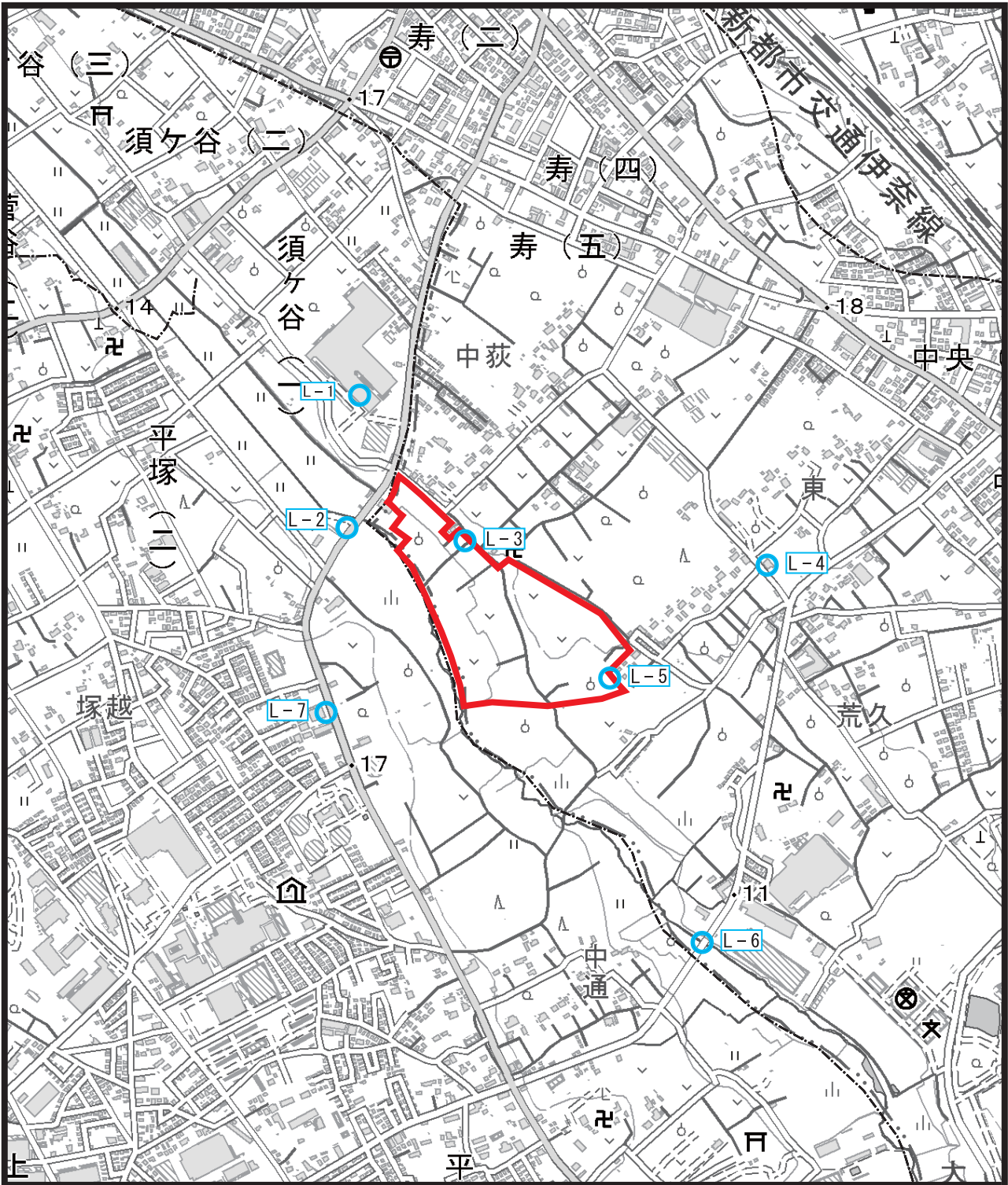
この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-10(1/2) 調査、予測及び評価手法（景観）



調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
主要な眺望景観の状況 主要な眺望地点の状況	<調査地点> ・調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点 （主要な眺望地点11地点(図5-9参照)） <調査期間、時期等> ・季節による景観の変化を考慮して4季調査とします。 <調査方法> ・写真撮影による。

表 5-10(2/2) 調査、予測及び評価手法（景観）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の有無	<予測対象> ・主要な眺望景観の状況 ・主要な眺望地点の状況 <予測時期> ・景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る影響を的確に把握することができる時期 <予測地域> ・調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 <予測方法> ・主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 ・主要な眺望地点について、分布の改変の程度を把握した上で、事例のまたは解析によります。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。 ②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が景観の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 景観調査地点

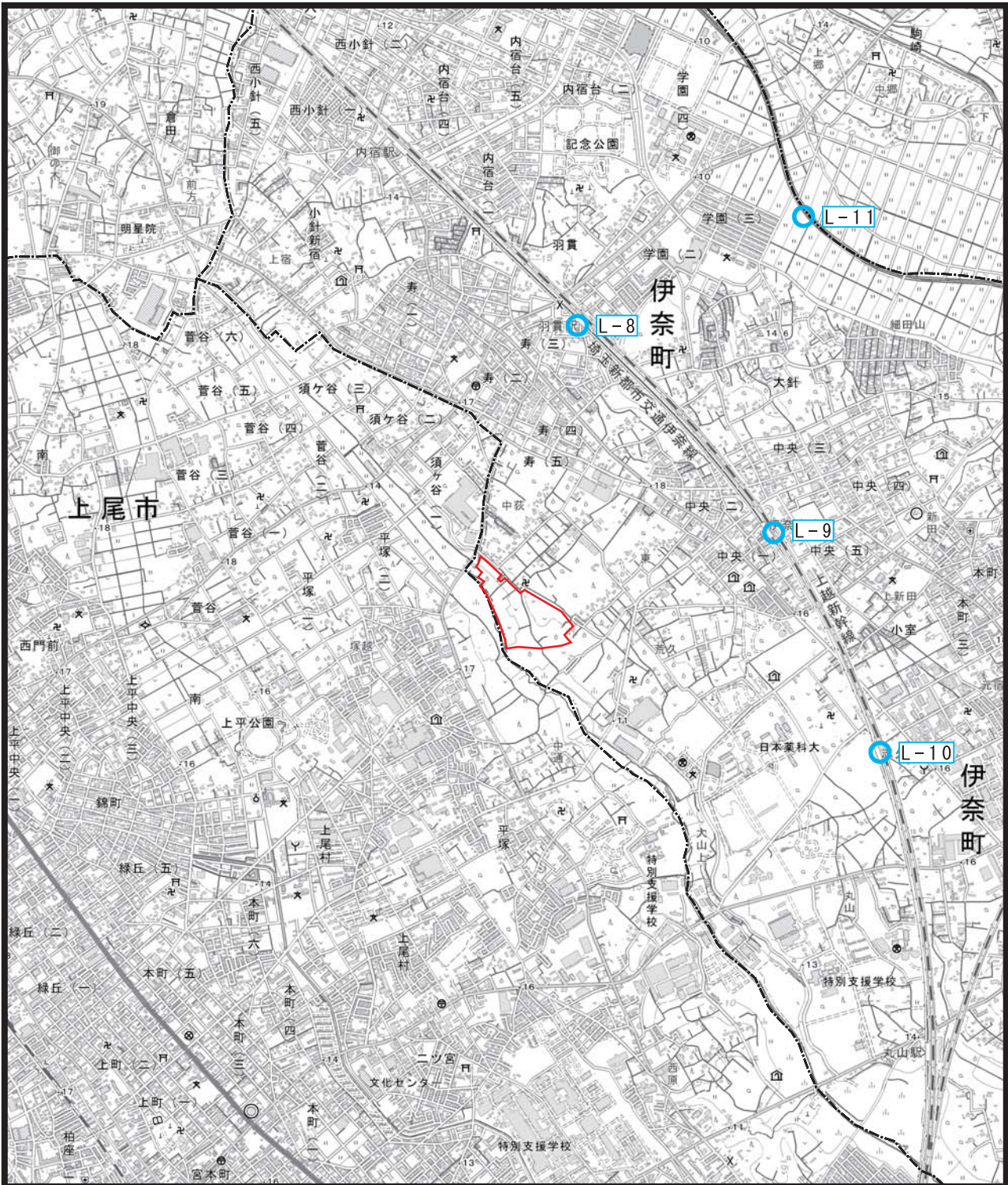


S = 1:10,000




図5-9(1/2) 景観調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 景観調査地点



S = 1:25,000



図5-9 (2/2) 景観調査地点

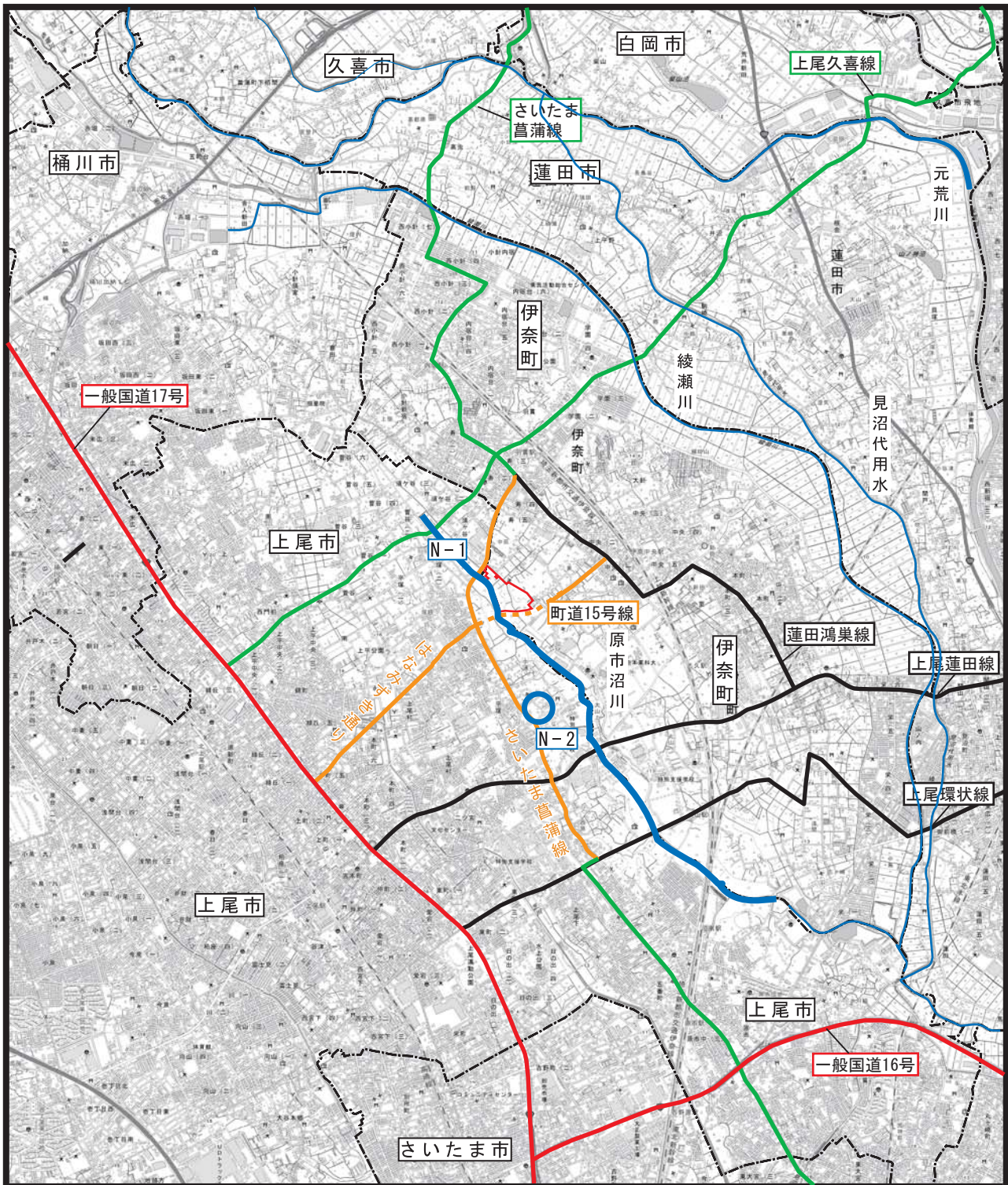
この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-11(1/2) 調査、予測及び評価手法（自然とのふれあいの場）








調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの活動の場の特性を踏まえて、影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします(図5-10参照)。 <p><調査期間、時期等></p> <p>4季に各1回とします。</p> <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び利用者、管理者への聞き取りによります。
自然とのふれあいの場の利用状況	
自然とのふれあいの場への交通手段の状況	

表 5-11(2/2) 調査、予測及び評価手法（自然とのふれあいの場）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
<p>工事中</p> <p>建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行</p>	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な自然とのふれあいの場の利用環境の改変程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場の特性を踏まえて主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る影響を的確に把握することができる時期 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地域のうち、自然とのふれあいの場の特性を踏まえて主要な自然とのふれあいの場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ・現地調査を行う地点とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な自然とのふれあいの場について、分布または利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用または解析によります。 ・自然とのふれあいの場の現況調査結果と、工事中、施設の存在・供用時の他の項目の予測結果、事業計画の内容を重ね合わせることで、定性的に予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。</p>
<p>存在・供用時</p> <p>施設の存在 施設の稼働</p>		



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 原市沼川調査区間
-  : 平塚公園
-  : 主な搬出道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道



S = 1:50,000



図5-10 自然とのふれあいの場
調査対象地等

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

表 5-12(1/2) 調査、予測及び評価手法（史跡・文化財）

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
埋蔵文化財の分布状況 ・埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等 ・埋蔵文化財の種類、価値等	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内において埋蔵文化財の分布が適切かつ効果的に把握できる地点とします。 <p><調査期間、時期等></p> <ul style="list-style-type: none"> 任意の時期に1回とします。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査及び関係機関への聞き取りによります。

表 5-12(2/2) 調査、予測及び評価手法（史跡・文化財）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡・文化財への影響を的確に把握することができる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の現況調査結果と、事業計画内容の重ね合わせにより、定性的に予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②埼玉県又は伊奈町が史跡・文化財の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。</p>

表 5-13(1/2) 調査、予測及び評価手法（日照障害）

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
日影の状況	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とします。 <p><調査期間、時期等></p> <ul style="list-style-type: none"> 冬至日またはその前後の時期に1回とします。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 天空写真撮影によります。

表 5-13(2/2) 調査、予測及び評価手法（日照障害）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周囲への日影の影響の程度の変化 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 日照への影響を的確に把握することができる時期として、施設供用後の冬至日とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺及び現地調査を行う地点とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 時刻別日影図、等時間日影図、天空図を作成し、日影の影響を定性的に予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 埼玉県建築基準法施行条例

表 5-14(1/2) 調査、予測及び評価手法（電波障害）

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
電波の受信状況	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域において、電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。 <p><調査期間、時期等></p> <ul style="list-style-type: none"> 任意の時期に1回とします。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 電界強度測定車による路上調査とします。注

注:対象とする電波は、地上デジタル放送、衛星放送等(BS 及びUCS)とします。

表 5-14(2/2) 調査、予測及び評価手法（電波障害）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、施設の供用後とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査と同様とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とします。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②以下に示す基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「建造物による受信障害調査要領」（平成17年3月、日本CATV技術協会）における受信画面の品質評価基準

表 5-15 調査、予測及び評価手法（廃棄物）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中	<p>造成等の工事</p> <p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・ 廃棄物の排出抑制の状況 ・ 残土の発生量及び処理の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間全体とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画に基づき定量的に予測します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②工事に伴い発生する廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に再資源化、処理され、また、埼玉県又は上尾市、伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。
存在・供用時	<p>施設の稼働</p> <p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・ 廃棄物の排出抑制の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を把握します。 ・ 事業計画より、ばいじん、焼却灰の処理・処分方法等を明らかにし、類似事例の引用または解析等により定量的に予測します。 	<p>③施設の稼働に伴い発生する廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に再資源化、処理され、また、埼玉県又は上尾市及び伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。

表 5.16 調査、予測及び評価手法（温室効果ガス等）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中	<p>建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・ 温室効果ガスの排出量削減の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間全体とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定します。 ・ 温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定します。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにします。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにします。</p>
存在・供用時	<p>施設の稼働 自動車の走行</p> <p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・ 温室効果ガスの排出量削減の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域内とします。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定します。 ・ 事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定します。 	